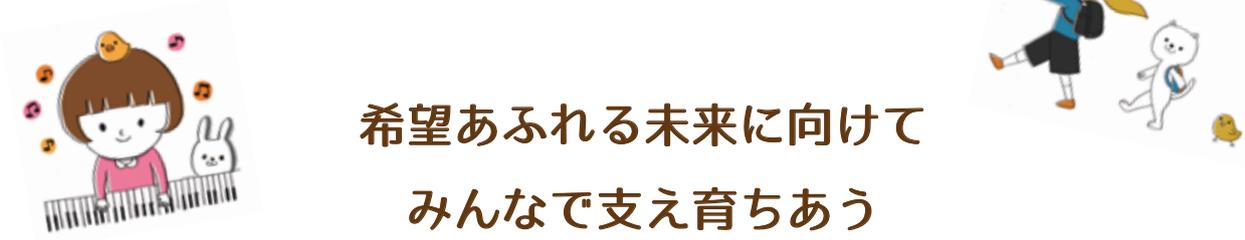




高 知 市

子ども・子育て 支援事業計画

—— 平成27～31年度 ——



希望あふれる未来に向けて

みんなで支え育ちあう

子ども・子育て支援のまちづくり



平成27年3月
高知市



はじめに

高知市においては、次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画として「高知市子ども未来プラン2010～すくすくとさっこ21～」を平成22年3月に策定し、児童福祉・子育て支援に関する様々な事業に取り組んできました。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況にあり、核家族化や地域における関係の希薄化などによって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、本格的な人口減少社会が到来し、子どもを生み、育てたいという希望がかなうようにするためのサポートが強く求められていることから、社会全体で子どもと子育て家庭を支援する、新しい支え合いの仕組みを構築することが重要となってきています。

これらの課題に対応していくため、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援を推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から実施されます。

高知市においても、全国の状況と同様に少子化問題への対応が喫緊の課題となっていますので、新制度を始めとする子ども・子育て支援に重点的に取り組んでいくため、「希望あふれる未来に向けて みんなで支え育ちあう 子ども・子育て支援のまちづくり」を基本理念とする「高知市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

子どもは社会の宝であり、未来への希望です。全ての子どもたちが健やかに育つように、本計画を着実に実施し、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進してまいりますので、市民の皆様や関係する方々には、今後ともご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たりまして、熱心にご審議いただきました高知市子ども・子育て支援会議の委員の皆様を始め、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました市民の皆様に心から感謝を申し上げます。



高知市長 岡崎 誠也

平成27年3月

高知市子ども・子育て支援事業計画

目 次

I 序 論

1 計画策定の背景	3
2 計画策定の目的	4
3 計画の位置付け	5
4 計画の期間	6
5 計画策定への取組	6
6 計画の点検・評価	6

II 本 論

1 子どもと子育てを取り巻く現状	9
2 基本理念	24
3 基本方針	25
4 施策体系	26
5 重点施策	27

III 各 論

1 子どもの誕生と健康への支援の充実	31
2 幼児期における教育・保育の充実	42
3 子育てしやすい環境の整備	48
4 専門的な知識及び技術を要する支援の充実	59
5 子どもの心身の健やかな成長に資する教育とその環境整備	70
○数値目標	78

IV 資料編

I 序 論





1 計画策定の背景

我が国では少子化が進行し、本格的な人口減少が始まりつつあります。

少子化の要因や背景は、妊娠・出産・子育て、家庭、学校、地域、職場など、私たち一人ひとりの生活や考え方と深く関わるものであり、その影響は個人や世帯のみならず、社会経済、国民生活全体に及ぶと考えられています。

国においては、子育て支援社会の構築を目指して平成6年12月に策定した「エンゼルプラン」を始め、様々な対策を実施してきましたが、平成17年には、明治32年に人口動態統計をとり始めて以来、初めて総人口が減少に転じ、出生数は106万人、合計特殊出生率^{※1}は1.26と、いずれも過去最低を記録しました。

こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な改革を図るため、平成18年には少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定され、平成22年1月には今後5年間の国としての子育て支援策や数値目標をまとめた「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されました。

また、女性の社会進出やこれに対応した保育ニーズの増大、あるいは家庭や地域における子育て力・教育力の低下など、子どもや子育て家庭をめぐる数多くの課題を解決していくため、平成22年1月以降新たな子育て支援の制度の検討が行われ、国会において「子ども・子育て関連3法^{※2}」が平成24年8月に成立し、公布されました。

これら子ども・子育て関連3法に基づいて、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から実施されます。

新制度においては、市町村が実施主体となり、地域の様々な子ども・子育て支援のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務づけており、この計画をもとに、子ども・子育て支援を計画的に実施していく必要があります。

※1 合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子供の数を示す。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。自然増と自然減との境目は2.08程度とされている。

※2 子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」。

2 計画策定の目的

本市では、平成 10 年 3 月に「高知市子育て支援計画～すこやか安心エンゼルプラン～」を策定し、これをもとに、子どもを生み育てやすいまちづくりを目指して、子育てを支援するためのさまざまな施策・事業を推進してきました。

平成 17 年には、次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画に対応し、市町村保育計画と母子保健計画を内包した計画として改定し、平成 17 年度から平成 21 年度までは「高知市子ども未来プラン～すくすくとさっこ 21～」によって、また平成 22 年度から平成 26 年度までは「高知市子ども未来プラン 2010～すくすくとさっこ 21～」によって、「すべての子どもと子育て家庭を社会全体で支えるまちづくり」を総合的かつ計画的に推進してきました。

本計画は、「高知市子ども未来プラン 2010～すくすくとさっこ 21～」の成果等を踏まえ、子ども・子育て支援法に定める市町村事業計画などに対応した本市における子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定しました。



3 計画の位置付け

本計画の位置付けは次のとおりです。

〈法令等の根拠〉

市町村事業計画：子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条第 1 項

市町村整備計画：児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条の 4 の 2 第 1 項

※保育所，幼保連携型認定こども園^{※3}の整備に関する計画

市町村行動計画：次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条第 1 項

〈上位計画〉

2011 高知市総合計画

基本構想：平成 23～平成 42 年度

前期基本計画：平成 23～平成 32 年度（10 年ごとに策定）

第 2 次実施計画：平成 26～平成 28 年度（3 年ごとに策定）

〈関連する計画〉

本計画は，次にかかげる計画など関連する計画との整合性を図って策定しました。

高知市健康づくり計画(母子保健計画を含む)：平成 25～平成 29 年度

高知市地域福祉活動推進計画：平成 25～平成 30 年度

高知市教育振興基本計画：平成 25～平成 32 年度

高知市障害者計画・障害福祉計画：平成 27～平成 29 年度

※3 認定こども園

保護者の就労状況等にかかわらず，そのニーズに合わせて子どもを受け入れ，幼児期の学校教育・保育を一体的に行う，幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持ち，また，地域における子育て支援を行う機能（子育ての不安に対応した相談活動や，親子の集いの場の提供などを行う機能）を備える施設で，都道府県知事が「認定こども園」として認定したもの。

平成 18 年 10 月から開始された制度。

4 計画の期間

本計画の期間を、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

5 計画策定への取組

計画策定の事務局体制として、関係各課の職員で構成する庁内検討会を設置し、現行施策の評価や課題の分析を行いました。

また、就学前児童（0～5歳）のいる世帯を対象とした「高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を平成25年11月に実施しました。

これらの結果や意見をもとに、事務局において計画原案を作成し、「高知市子ども・子育て支援会議」における審議を経て本計画を策定しました。

6 計画の点検・評価

本計画における各施策等の達成状況について、定期的に点検・評価を行います。特に、各施策を推進するために設定する数値目標については、達成が可能かどうかの評価を行います。

これらの点検・評価の結果については、高知市子ども・子育て支援会議に報告するとともに、同会議の議事録や提出資料を本市のホームページで公開し、市民への周知や意見の聴取に努め、その後の計画の実施や見直し等に反映していきます。

II 本論





1 子どもと子育てを取り巻く現状

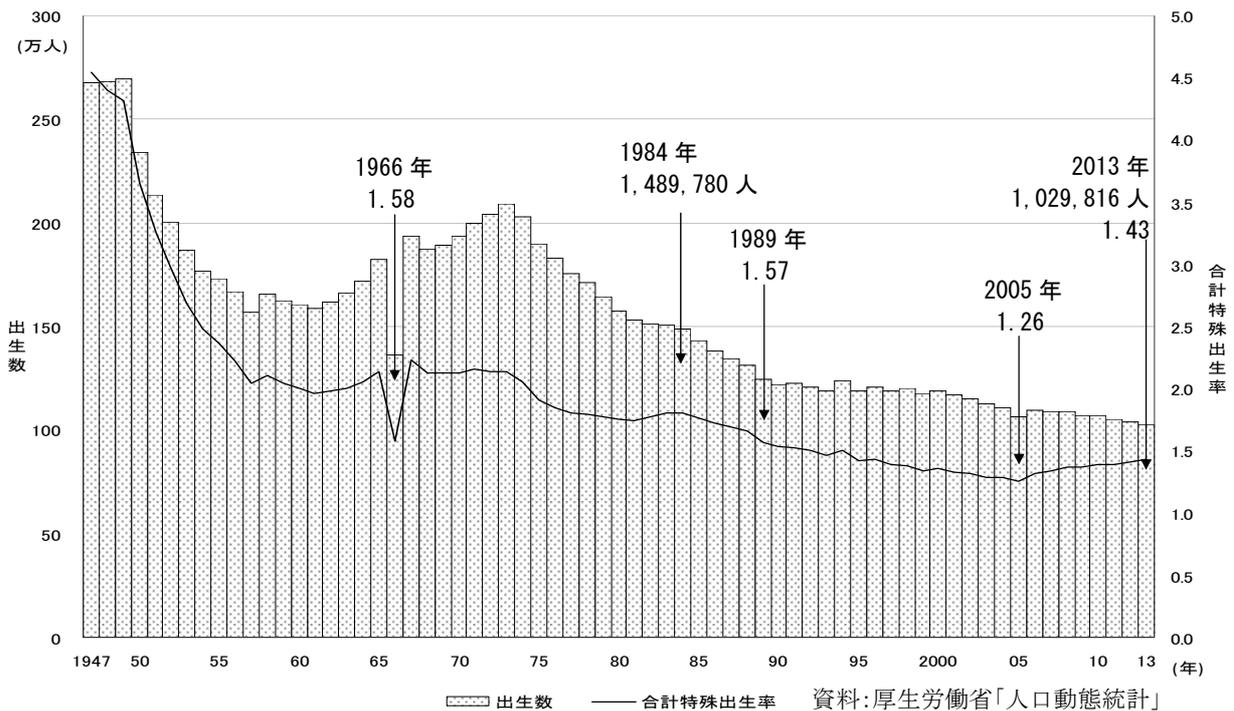
1-1 我が国における少子化の現状

(1) 出生数と合計特殊出生率の推移

我が国の出生数は、昭和 59(1984)年には 150 万人を割り込み、平成 3(1991)年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっています。

合計特殊出生率は、平成元(1989)年にそれまで最低であった昭和 41(1966)年の数値を下回る 1.57 を記録し、さらに、平成 17(2005)年には過去最低である 1.26 まで落ち込みました。平成 25(2013)年は、1.43(前年 1.41)となっており、平成 17(2005)年以降は微増傾向ではあるものの、依然として低い水準にとどまっています。

出生数と合計特殊出生率の年次推移



(2) 人口構造の変化

出生数の減少ばかりでなく、我が国の人口構造そのものが大きく変化していく見通しです。

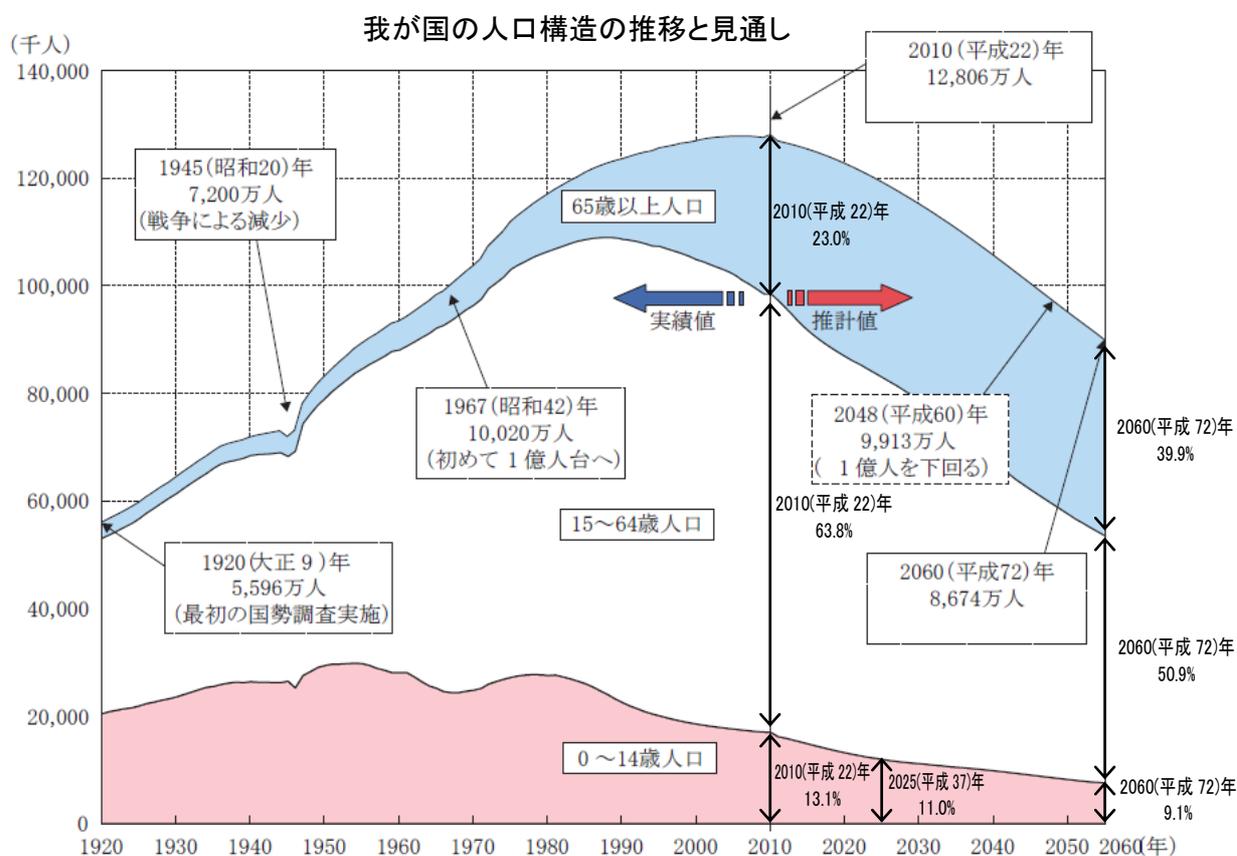
年少人口(0~14歳)では、総人口に占める割合は、平成 22(2010)年の 13.1% から低下を続け、平成 37(2025)年に 11.0%となり、平成 72(2060)年に

は9.1%となります。

生産年齢人口(15~64歳)については、総人口に占める割合は、平成22(2010)年の63.8%から低下し続け、平成29(2017)年には60%を下回り、平成72(2060)年には50.9%となります。

高齢者人口(65歳以上)については、総人口に占める割合は、平成22(2010)年の23.0%から上昇を続けて、平成72(2060)年には39.9%に達します。高齢者人口自体は平成54(2042)年をピークに減少し始めますが、年少人口と生産年齢人口の減少が続くため、高齢者人口割合は相対的に上昇し続けることとなります。

人口構造の変化は、今後の社会保障制度や経済成長へ大きな影響を与えることが懸念されています。



実績値(1920年~2010年)は総務省「国勢調査」、「人口推計」、「昭和20年人口調査」、推計値(2011~2060年)は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の中位推計による。

1941年~1943年は、1940年と1944年の年齢3区分別人口を中間補間した。1945~1971年は沖縄県を含まない。また、国勢調査年については、年齢不詳分を按分している。

資料:内閣府「平成25年版少子化社会対策白書」

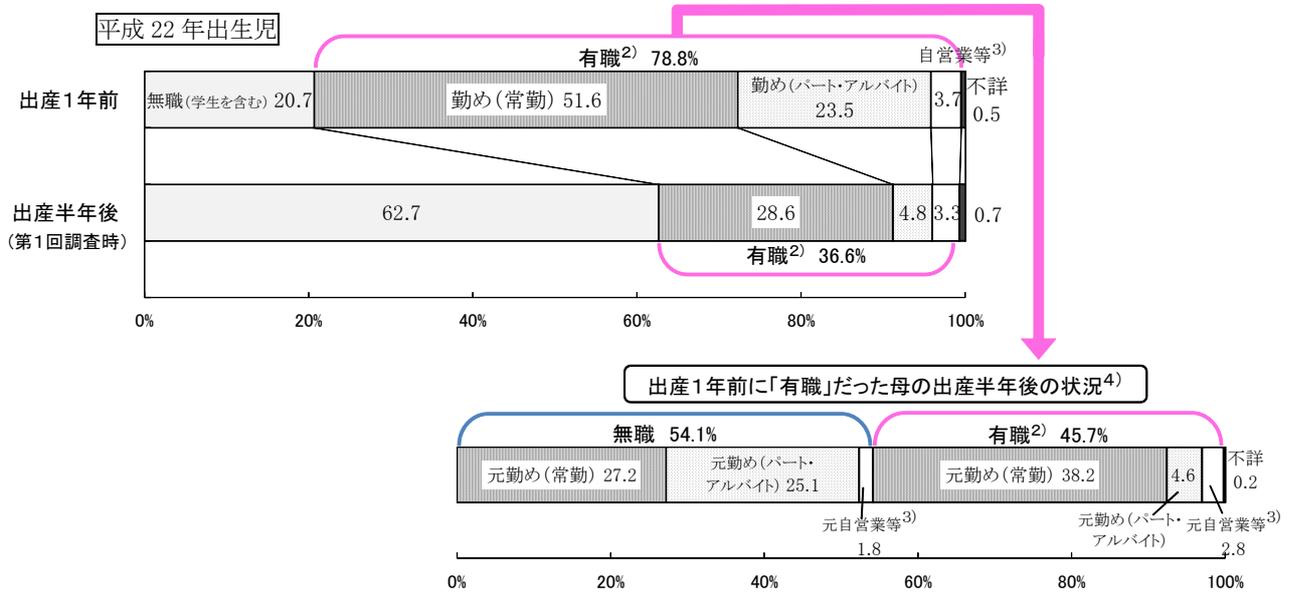
(3) 依然として厳しい女性の就労継続

厚生労働省が行った「第1回21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)」(平成23年調査)では、出産1年前に仕事をしていた女性(78.8%)のうち、出産前後



に仕事をやめた母の割合は54.1%となっています。また、出産前後に仕事をやめた母の約3分の1（複数回答）が、仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立が難しいという理由で仕事をやめています。

きょうだい数1人(本人のみ)の母の出産1年前の就業状況別に見た出産半年後の就業状況



※第1回調査の回答を得た者のうち、母と同居、きょうだい数1人(本人のみ)の者をそれぞれ集計している。

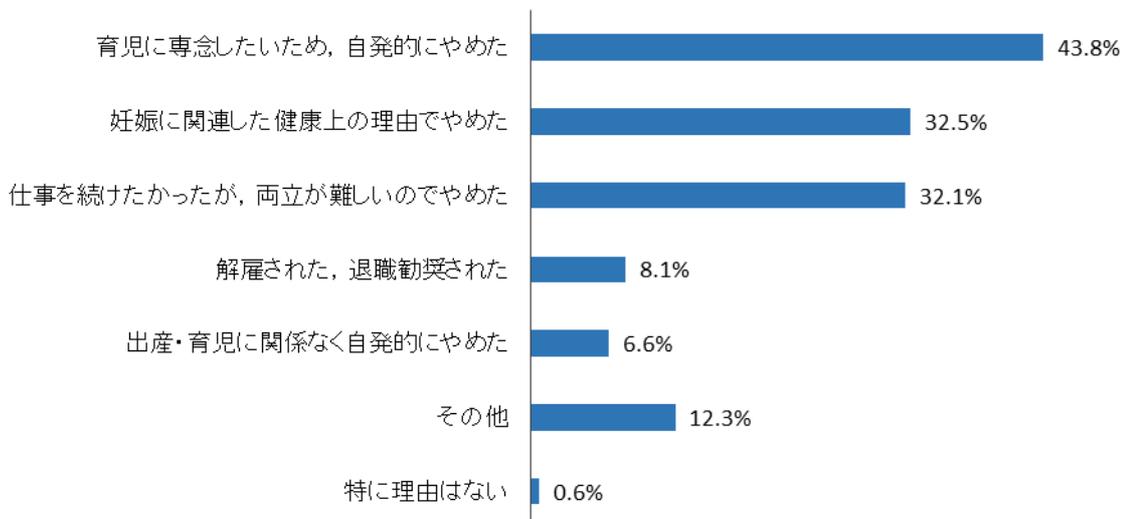
2)「有職」には、育児休業中等の休業を含む。

3)「自営業等」は、「自営業・家業」、「内職」、「その他」である。

4) 出産1年前に「有職」だった母の出産半年後の状況は、母の出産1年前の就業状況「有職」の者をそれぞれ集計している。

資料:厚生労働省「第1回 21 世紀出生児縦断調査(平成 22 年出生児)」(平成 23 年調査)

きょうだい数1人(本人のみ)の出産半年後「無職」の母の出産1年前の仕事をやめた理由(複数回答)

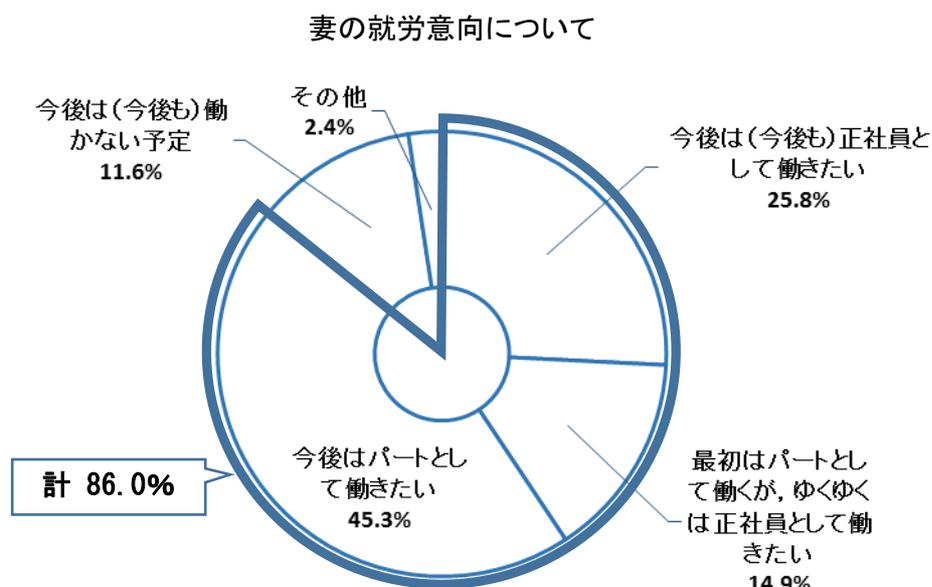


第1回調査の回答を得た者のうち、母と同居、きょうだい数1人(本人のみ)、母の出産半年後の就業状況「無職(学生を含む)」で母の出産1年前の就業状況「勤め(常勤)」の者、「勤め(パート・アルバイト)」の者を集計している。

資料:厚生労働省「第1回 21 世紀出生児縦断調査(平成 22 年出生児)」(平成 23 年調査)

一方、内閣府が行った「都市と地方における子育て環境に関する調査」（平成 23 年調査）では、パートや正社員など就労形態は異なるものの、何らかの形で働きたいという母の割合は 86.0%となっています。

以上のことから、出産後の就労の希望があるにもかかわらず、出産に伴う女性の就労継続は厳しい状況にあることがうかがえます。



資料:内閣府「都市と地方における子育て環境に関する調査」(平成 23 年調査)

(4) 待機児童、「小1の壁」に関する問題

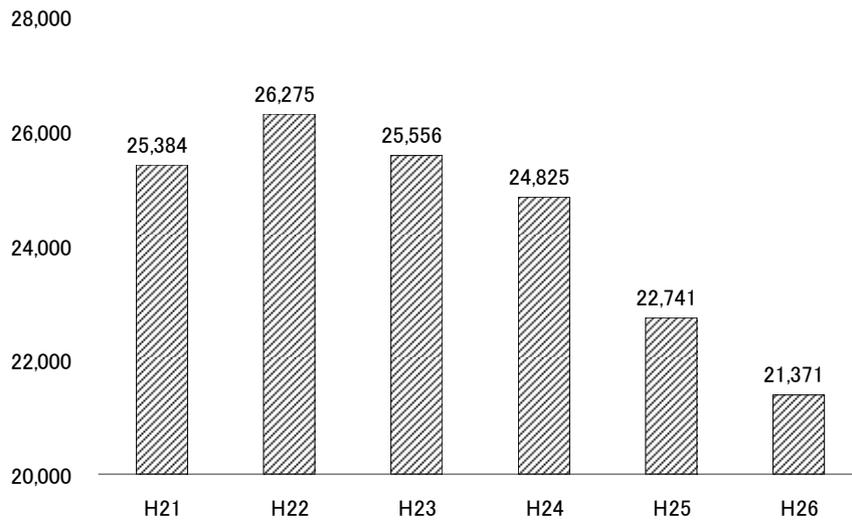
女性の就労継続が厳しい要因の一つとして、利用希望があっても空きがないなどの理由によって保育サービスを利用することができない状況が挙げられます。

保育所の待機児童数については、平成 26 年には 21,371 人と前年より 1,370 人減少しており、4年連続の減少となっていますが、保育所数の増加とともに利用児童数も増加しており、新たな保育ニーズへの対応が引き続き必要です。

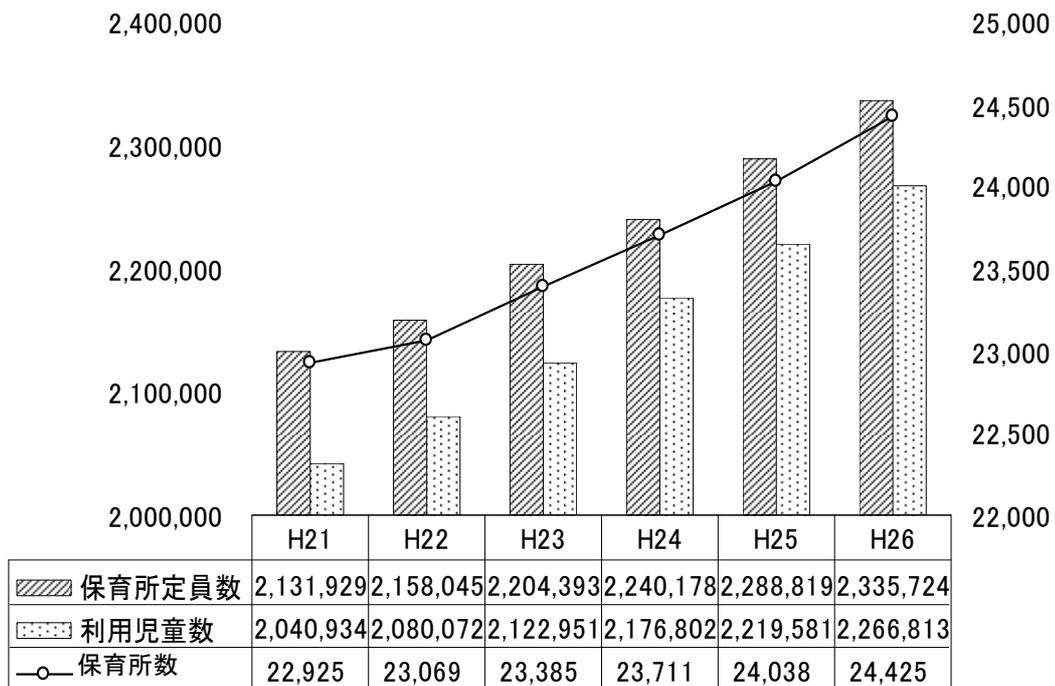
また、保育所等の利用をしてきた児童が小学校1年生になった際に、放課後や休日における児童の居場所の確保が課題となる状況（いわゆる「小1の壁」）が問題となっています。



保育所待機児童数の推移



保育所定員数、利用児童数及び保育所数の推移



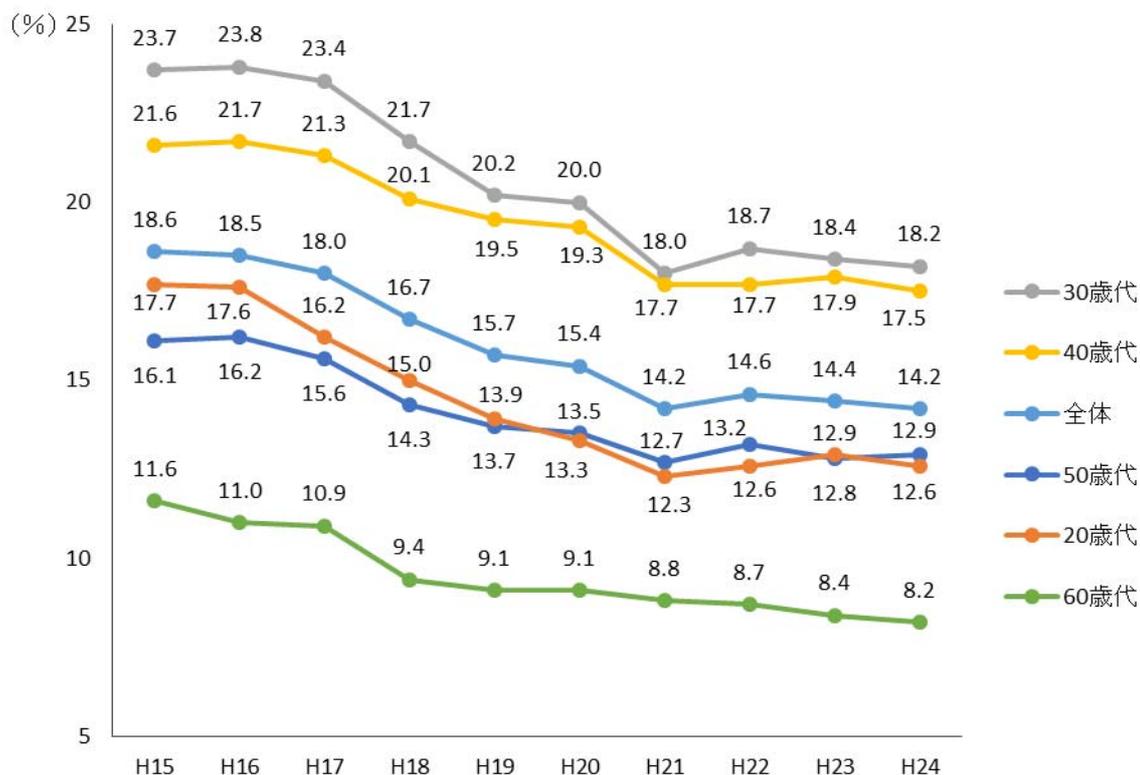
各年の数値は、4月1日現在

資料：厚生労働省

(5) 子育て世代の男性の育児参加

週 60 時間以上の長時間労働をしている男性は、どの年代においても、平成 17 年以降減少傾向にあります。しかしながら、子育て期にある 30 歳代男性については、約 5 人に 1 人が週 60 時間以上の就業となっており、他の年代に比べ最も高い水準となっています。

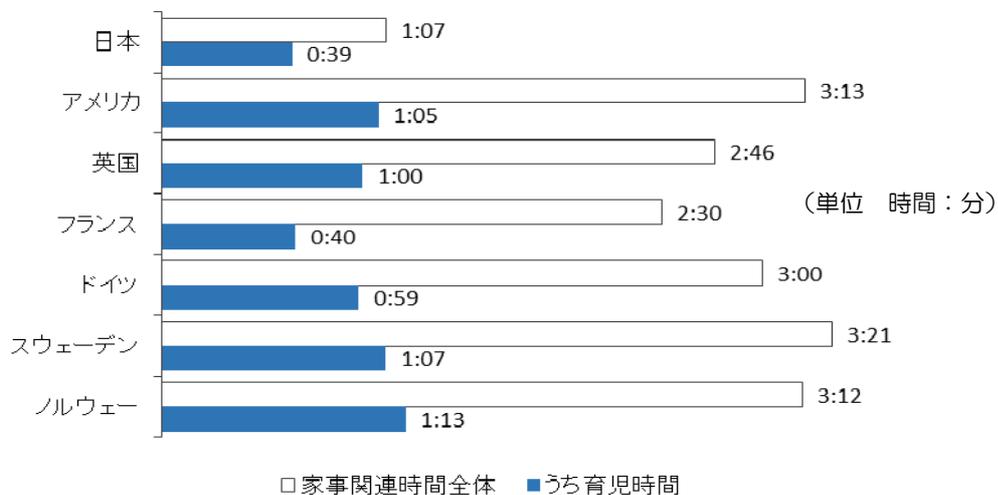
週労働時間 60 時間以上の就業者の割合(男性・年齢別)



資料:総務省「労働力調査」

加えて、育児時間を国際比較してみると、6歳未満の子どもをもつ夫の育児時間は、1日平均約40分程度しかなく、多くの欧米諸国が1時間以上であるのと比較するとかなり短くなっています。家事の時間を加えても、我が国の子育て期の夫の家事・育児にかかる時間は1日平均1時間程度となっており、欧米諸国と比べて3分の1程度となるなど、男性の育児参加が進んでいないことがわかります。

6歳未満児のいる夫の1日あたり家事・育児時間の国際比較

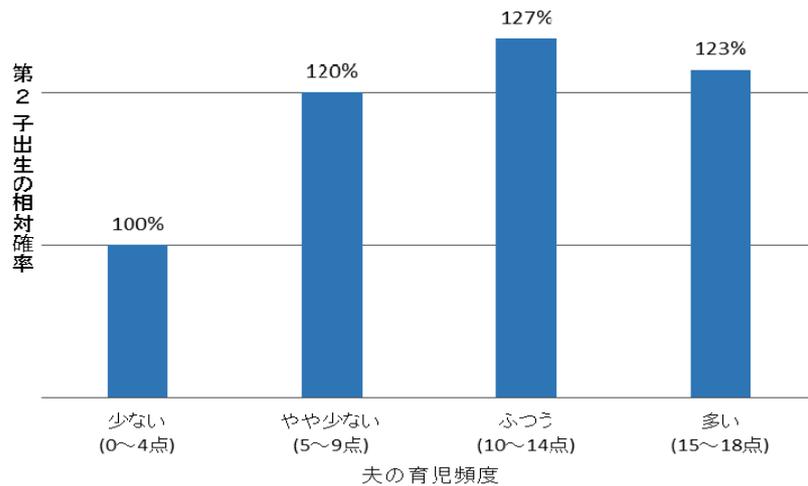


日本の数値は、「夫婦と子どもの世帯」に限定した夫の「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間。
資料:総務省「平成23年社会生活基本調査」



厚生労働省が作成した「21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査特別報告書」(平成25年)によると、第1子出生後に夫の育児参加が多いほど第2子出生が起きやすい傾向があるとされており、男性が育児において積極的な役割を果たすことが望まれます。

夫の育児頻度と第2子出生の関係



育児に関する設問6項目について、夫の分担状況を「まったくしない」を0点、「ほとんどしない」を1点、「ときどきする」を2点、そして「いつもする」を3点として得点化し、合計点を算出。

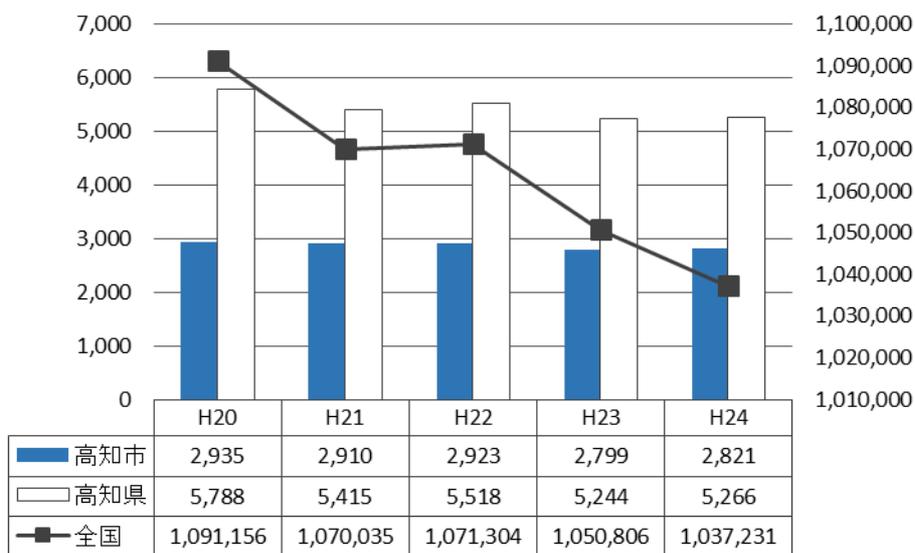
資料:厚生労働省「21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査特別報告書」(平成25年)

1-2 高知市における子育てを取り巻く状況

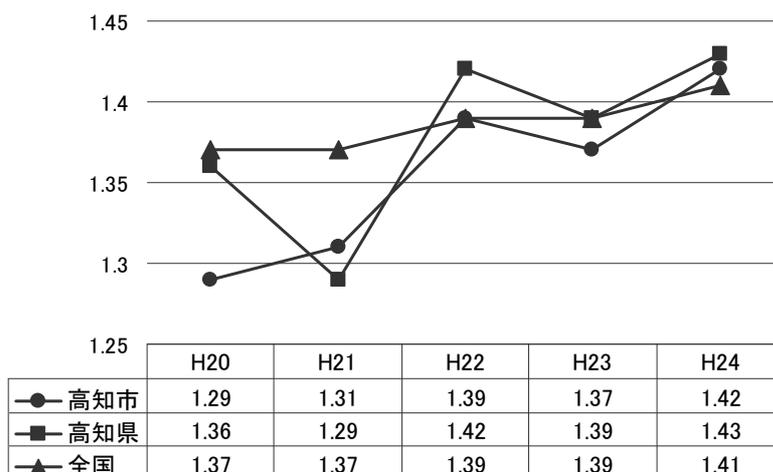
(1) 家族の状況

本市の平成24年における出生数は2,821人で平成23年より22人の増加となっているものの、平成20年の2,935人と比較すると114人の減少となっています。また、平成24年の合計特殊出生率は1.42（前年1.37）となっており、全国との状況と同様に微増傾向となっています。

出生数の年次推移(高知市, 高知県, 全国)



合計特殊出生率の年次推移(高知市, 高知県, 全国)

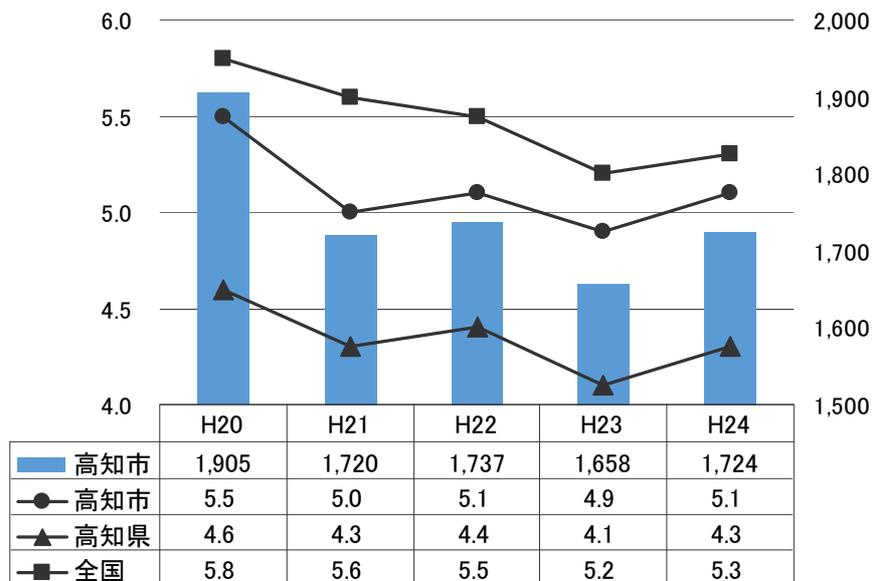


資料:厚生労働省「人口動態統計」

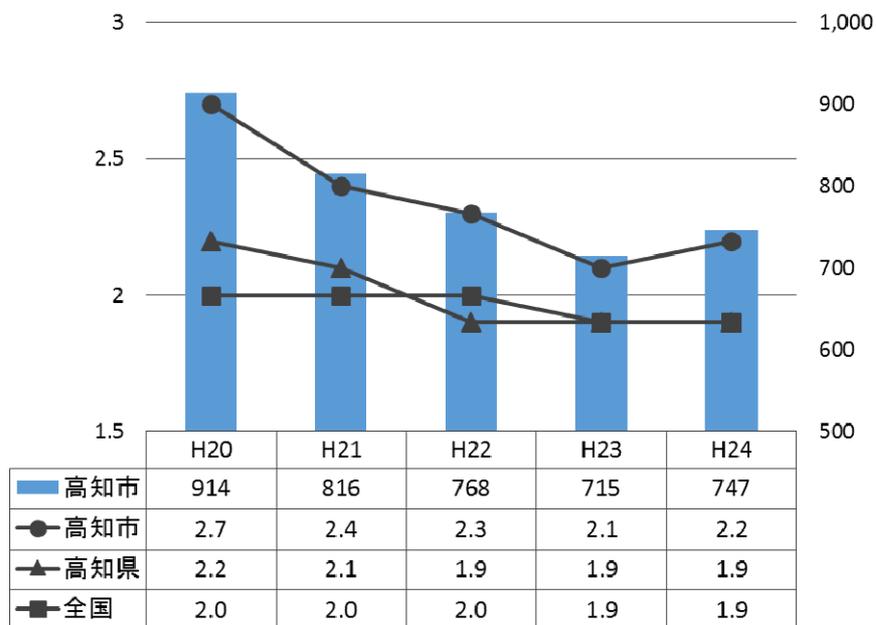


平成 24 年における本市の婚姻件数は 1,724 組で、平成 23 年より 66 組の増加となりました。婚姻率（人口千対）は 5.1 で、全国平均を 0.2 ポイント下回っています。一方、本市の平成 24 年における離婚件数は 747 組で、平成 23 年より 32 組の増加となりました。離婚率（人口千対）は 2.2 で、全国平均を 0.3 ポイント上回っています。

婚姻件数と婚姻率の年次推移(高知市, 高知県, 全国)



離婚件数と離婚率の年次推移(高知市, 高知県, 全国)

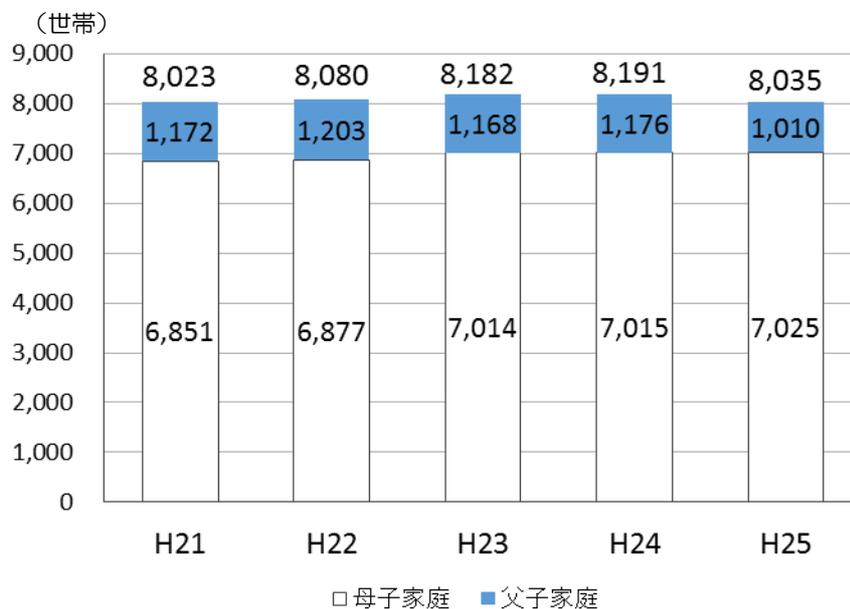


婚姻率, 離婚率とも, 人口千人あたりの件数

資料:厚生労働省「人口動態統計」

本市のひとり親家庭の世帯数は平成 25 年 4 月 1 日現在で 8,035 世帯と前年より 156 世帯減少していますが、平成 21 年 4 月 1 日時点の 8,023 世帯よりは増加しています。

母子家庭・父子家庭の世帯数



各年の数値は、4月1日現在(推計値)

資料:高知市福祉事務所「高知市の福祉行政」

(2) 教育・保育事業の利用状況

就学前児童については、多くが認可保育所^{※4}や幼稚園を利用しています。

本市の場合、3歳児以前より保育所入所に占める割合が全国平均より大幅に高くなっています。また、保育所待機児童は、平成 26 年 4 月現在で 25 人となっています。

※4 認可保育所

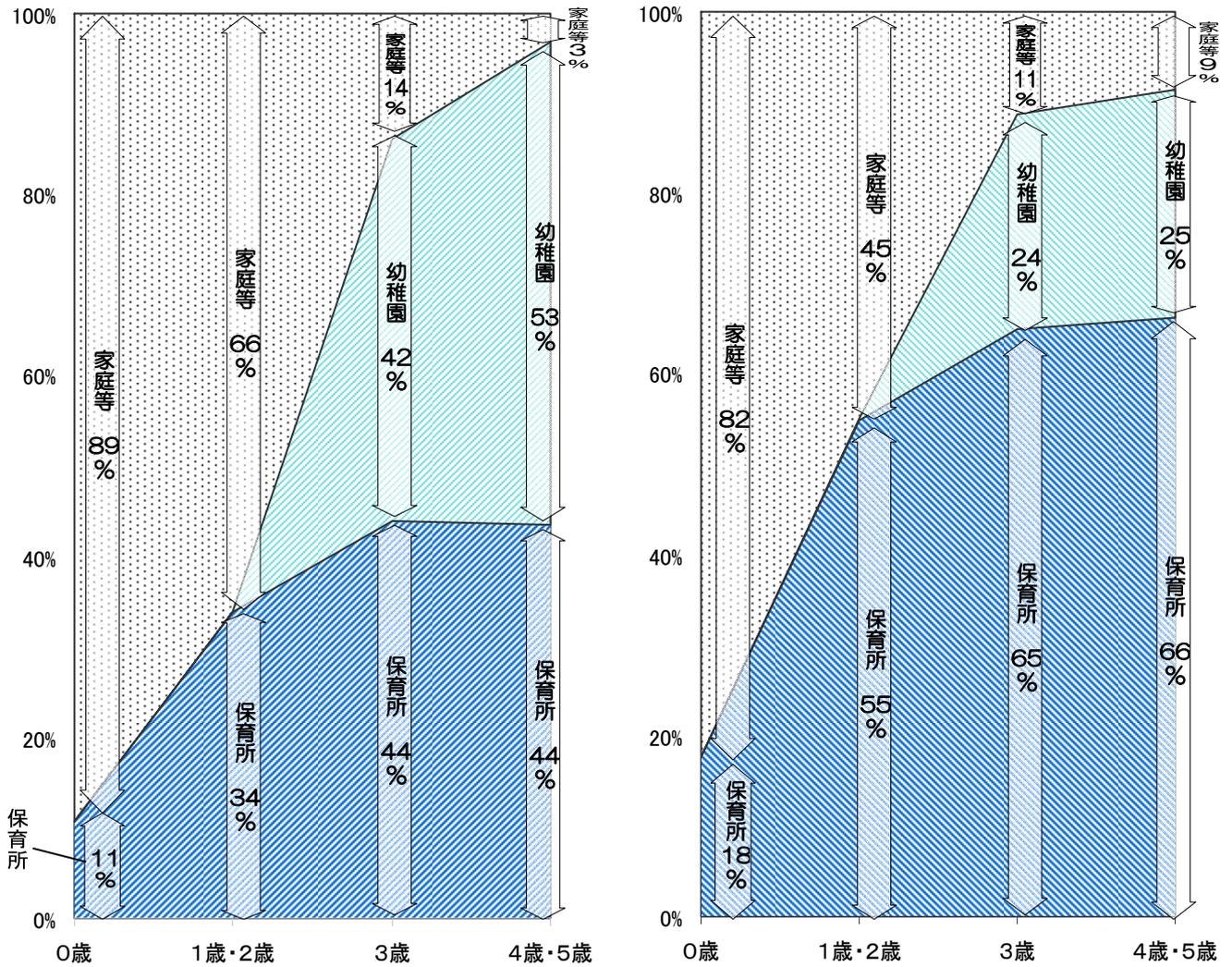
児童福祉法に基づいて設置された児童福祉施設。施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理など条例で定める設備及び運営に関する基準を満たし、都道府県知事（中核市にあっては、市長）に認可された保育所。



就学前児童の居場所

(全 国)

(高知市)



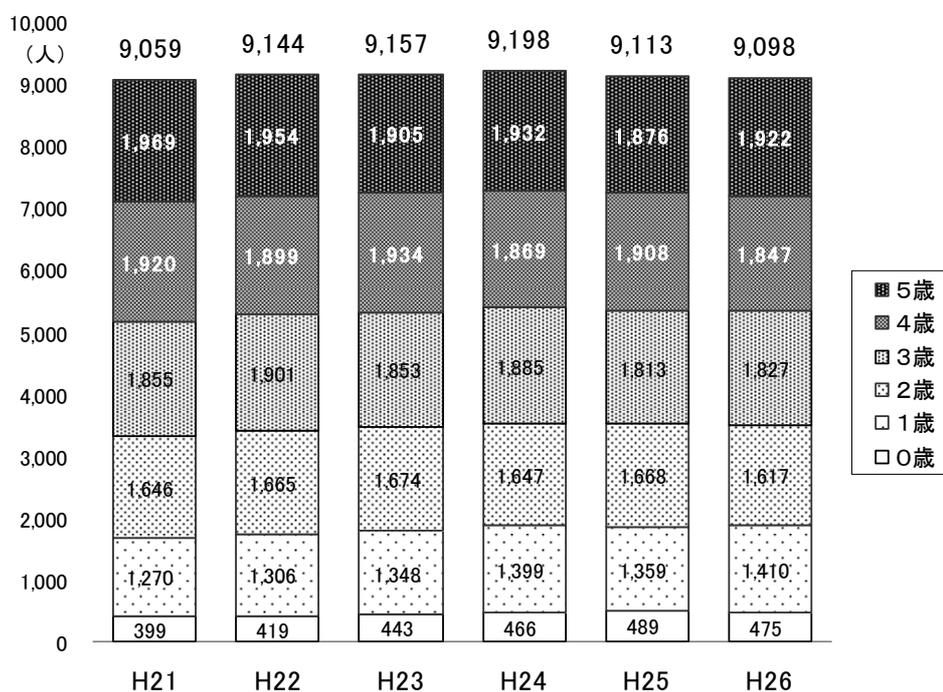
(全国データの出所)

就 学 前 児 童 数: 総務省「人口推計年報」(平成 24 年 10 月 1 日現在)
 幼稚園在籍児童数: 文部科学省「学校基本調査」(平成 25 年 5 月 1 日現在)
 保育所利用児童数: 厚生労働省「福祉行政報告例(概数)」(平成 25 年 4 月 1 日現在)

(高知市データの出所)

高知市保育幼稚園課(保育所は平成 26 年 4 月 1 日現在, 幼稚園は 5 月 1 日現在)

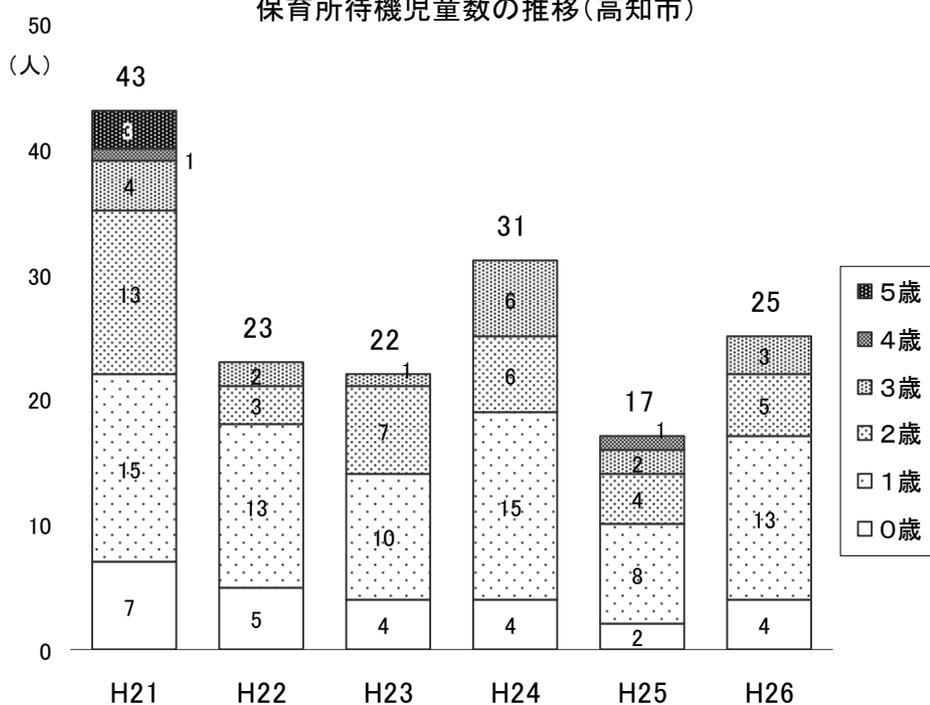
年齢別保育所入所状況の推移(高知市)



各年の数値は、4月1日現在

資料:高知市保育幼稚園課

保育所待機児童数の推移(高知市)



各年の数値は、4月1日現在

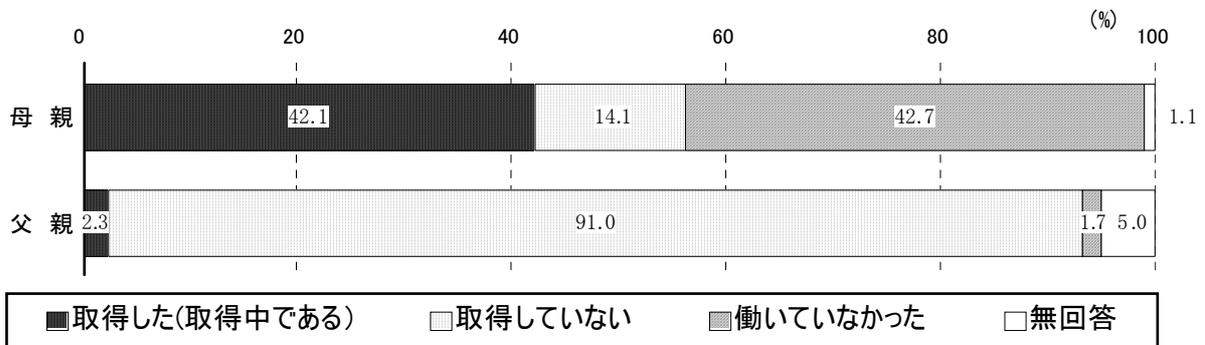
資料:高知市保育幼稚園課



(3) 仕事と子育ての状況

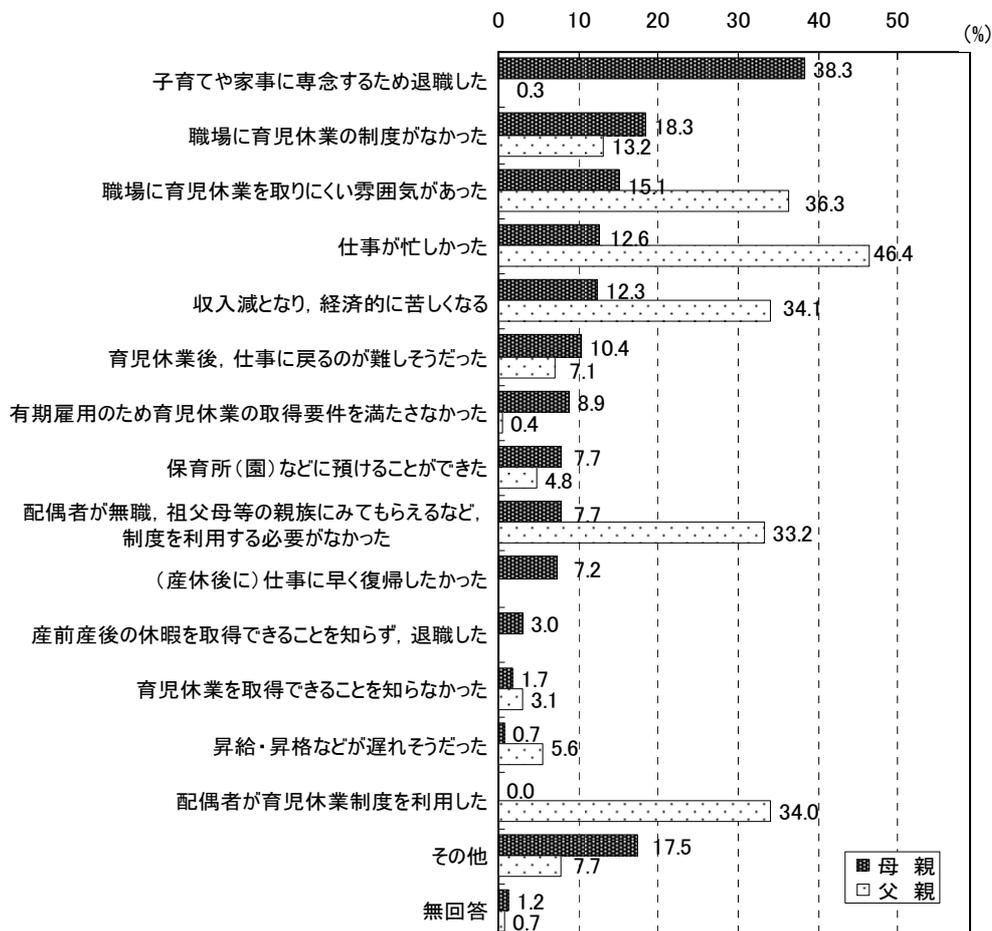
父親の育児休業の取得状況(平成 25 年度ニーズ調査)については、母親が 42.1% であるのに対し、父親は 2.3%と極めて低い状況です。

母親・父親の育児休業の取得状況



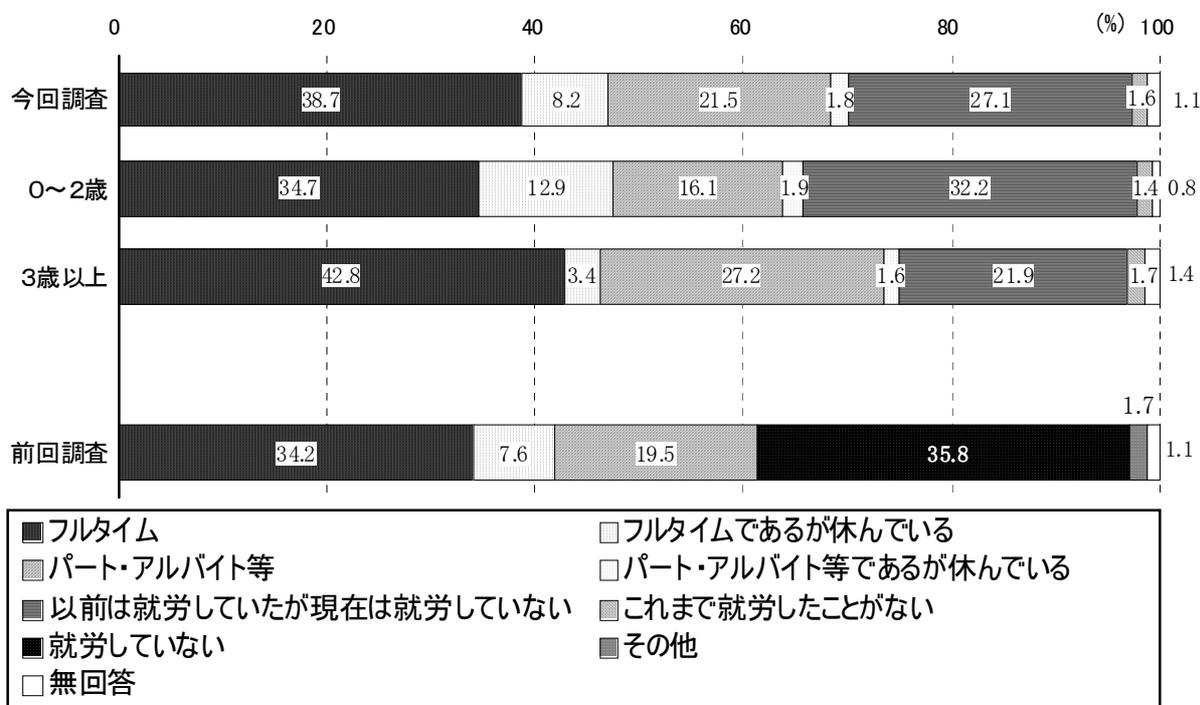
父親が育児休業を取得していない理由(平成 25 年度ニーズ調査・複数回答)については、「仕事が忙しかった」が 46.4%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 36.3%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が 34.1%となっており、育児休業を取得するに当たっての職場環境の整備が課題です。

育児休業を取得していない理由



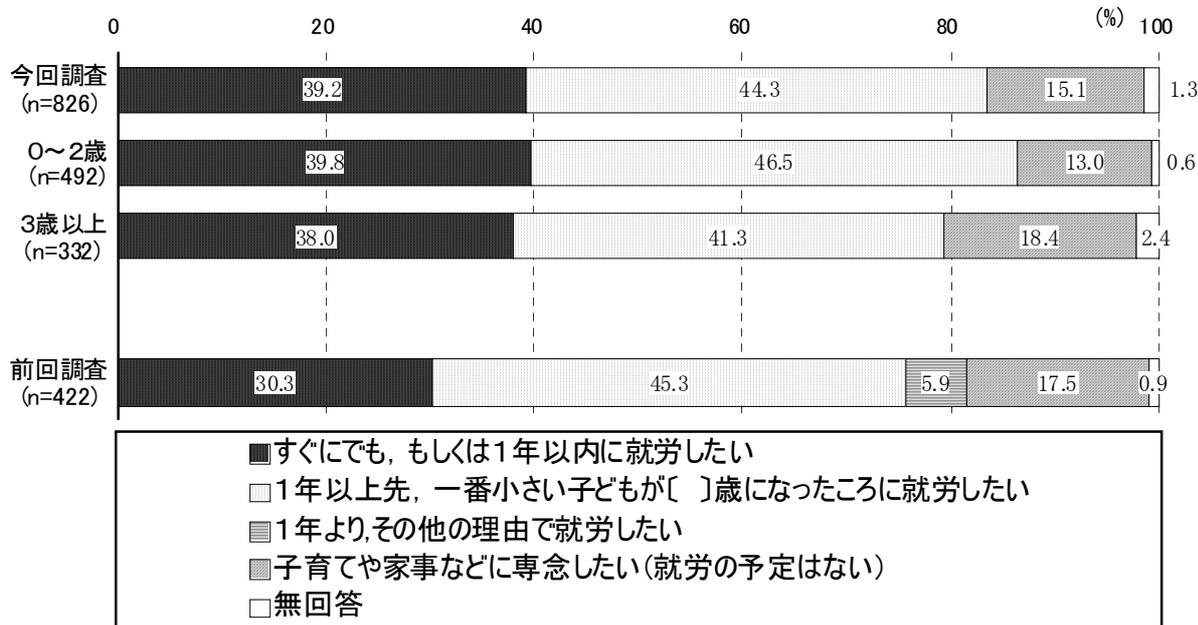
母親の就労状況（平成 25 年度ニーズ調査）については、「働いている（休んでいるを含む。）」と答えた人の割合が 70.2%と、前回調査（平成 20 年度）の 61.3%より 8.9 ポイント高く、就労中の子育て家庭が増加している傾向があります。

母親の就労状況



現在は働いていない母親についても、その多くが就労を希望しており（平成 25 年度ニーズ調査）、特に「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と答えた人の割合が 39.2%と、前回調査（平成 20 年度）の 30.3%より 8.9 ポイント高く、就労を希望する母親が増加している傾向があります。

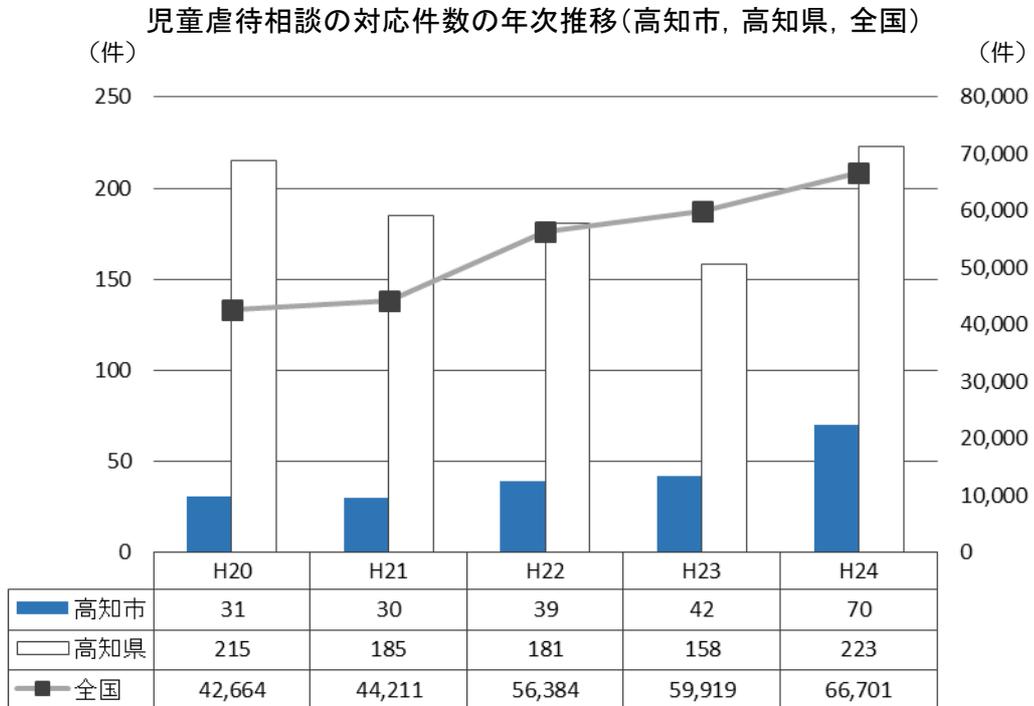
働いていない母親の就労意向





(4) 要保護児童※⁵等に関する状況

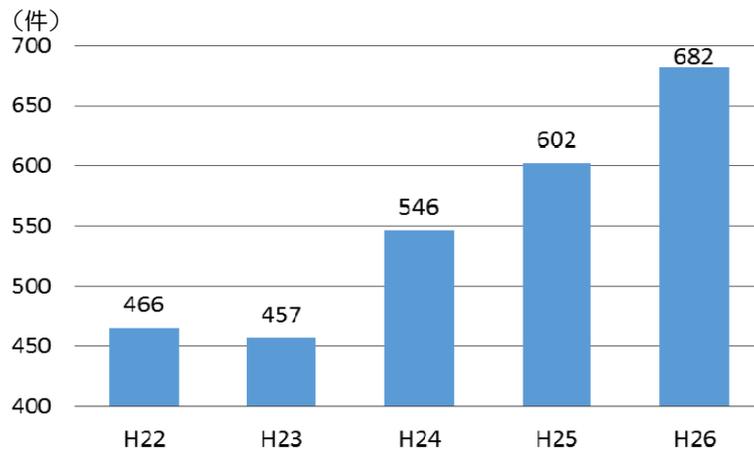
本市の児童虐待などの相談件数・要保護児童等の管理ケース件数は増加しており、またそれぞれが抱える状況も複雑化しています。



高知市の件数は、高知市子ども家庭支援センターにおいて受け付けた相談数である。
 高知県の件数は、高知県の中央児童相談所と幡多児童相談所において受け付けた相談数に、高知市の件数を加えた数である。

資料:厚生労働省, 高知市子ども家庭支援センター

高知市の要保護児童等の管理ケース件数



各年の数値は、4月現在

資料:高知市子ども家庭支援センター

※5 要保護児童

児童福祉法に規定する、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童を指す。

2

基本理念

子どもたちは、社会に希望を与え、未来をつくっていく大切な存在です。

子どもたちが、主体性を持って考え、行動し、調和のとれた心豊かな責任ある大人に成長していくことが、健全で活力ある社会を実現することにつながります。

そのためには、保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子どもにとっての最善の利益を常に意識し、社会全体で子どもと子育て家庭を支えるまちづくりを進めていく必要があります。

全ての子どもが健やかに育ち、子どもの誕生と成長に喜びを感じ、そして、子育て家庭が地域社会と手を携えながら共に育っていくまちを目指し、次のように基本理念を定めます。

希望あふれる未来に向けて

みんなで支え育ちあう

子ども・子育て支援のまちづくり



3

基本方針

○ 全ての子どもがすくすくと健やかに育つまち

子どもたちが未来に夢や希望を抱き、それに向かって自ら学び考え行動し、心身ともにすくすくと育つよう支援します。

また、子ども一人ひとりの成長や発達に応じ、適切な支援を行います。

○ 子どもの誕生と成長に喜びを感じるまち

妊娠、出産、子育てのそれぞれのライフステージにおいて、切れ目のない子育て支援サービスや保育サービス等の充実に努めます。

また、多様な家族形態に配慮しながら、それぞれが安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。

さらに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^{※6}）の概念について普及・啓発に努めます。

○ みんなで子どもと子育てを支えるまち

子どもと子育てに関わる関係機関との連携を行うとともに、地域ぐるみで子どもを見守り、子育て家庭が孤立せずに地域社会と手を携えながら共に育っていく仕組みづくりを進めていきます。

また、あらゆる機会を通じて、広く市民や地域、企業等に、子どもと子育てを社会全体で支えていくことの必要性を発信していきます。

※6 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

4

施策体系

基本理念

希望あふれる未来に向けて みんなで支え育ちあう子ども・子育て支援のまちづくり

基本方針

全ての子どもがすくすくと
健やかに育つまち

子どもの誕生と成長に
喜びを感じるまち

みんなで子どもと子育てを
支えるまち

◇は重点施策

1 子どもの誕生と健康への支援の充実

- 1-1 ◇健やかな子どもの誕生への支援
- 1-2 子どもの健康管理
- 1-3 思春期の健康づくり
- 1-4 食育の視点からみた健康づくりへの支援
- 1-5 小児救急医療体制の確保

2 幼児期における教育・保育の充実

- 2-1 利用希望に沿った教育・保育の提供
- 2-2 ◇より質の高い教育・保育の推進

3 子育てしやすい環境の整備

- 3-1 ◇地域ぐるみの子育て支援のまちづくり
- 3-2 ◇子育て支援体制の充実
- 3-3 多様な保育サービスの充実
- 3-4 男女ともに仕事と育児が両立しやすい環境づくり
- 3-5 子育て家庭にやさしい生活環境の整備
- 3-6 地域の実状に応じた子育て支援等の研究・推進

4 専門的な知識及び技術を要する支援の充実

- 4-1 ◇児童虐待の発生予防
- 4-2 要保護児童への早期対応
- 4-3 ◇障害児支援の充実
- 4-4 ひとり親家庭やさまざまな家庭への支援

5 子どもの心身の健やかな成長に資する教育とその環境整備

- 5-1 生きる力の育成に向けた教育
- 5-2 子どもの健全育成
- 5-3 家庭や地域の教育力の向上



5

重点施策

重点施策① 健やかな子どもの誕生への支援

《概要》 妊娠期の適切な母体管理のため、若い女性の健康への意識を高め、妊婦健康診査の重要性の啓発や早産の恐れのある妊婦への支援を行うとともに、妊娠期からの関わりにより出産・子育て期への切れ目のない支援につなげていくため、必要な情報の提供や支援を行う体制を整備します。

重点施策② より質の高い教育・保育の推進

《概要》 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿った教育・保育の実施に取り組むとともに、研修の実施などによる職員の資質向上、教育・保育施設と地域型保育事業者の連携や、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校の連携・交流に取り組みます。

重点施策③ 地域ぐるみの見守り・子育て支援体制の充実

《概要》 子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、地域ぐるみの見守りや地域での支え合い活動、地域における連携体制の仕組みづくりを推進するとともに、地域子育て支援センター^{※7}の整備や相談機能の充実、子育てに関する重層的な相談支援体制の構築により子育て支援体制の充実を目指します。

重点施策④ 児童虐待の発生予防

《概要》 子育て家庭の育児力の向上、育児の負担感や孤立感の軽減のため、保健指導の必要な家庭への母子保健活動の実施や、相談支援などの取組の重層的な実施により児童虐待の発生予防につなげていくとともに、虐待予防に関する広報・啓発活動の実施、関係機関との連携強化などに取り組みます。

重点施策⑤ 障害児支援の充実

《概要》 障害のある子どもの健やかな成長・発達のため、将来を見通した切れ目のない支援となるように、早期発見・早期療育システムの充実やサポートファイル^{※8}を効果的に生かした関係機関との連携に取り組むとともに、子ども一人ひとりの発達や障害の特性に応じた支援の充実に取り組みます。

※7 地域子育て支援センター

地域の子育て家庭を対象に、親子同士の交流の場を提供するとともに、子育てに関する悩みや育児相談、育児講座等の開催、子育てに関する情報の提供、子育てサークルの活動支援など、各センターがそれぞれ特色ある取組を行っている。

※8 サポートファイル

障害をもつ子どもの特徴や日常生活におけるかかわり方、医療機関や相談機関での記録、学校・施設での支援計画などをファイルにつづったもので、子どもが生活や学習をしていく上で、支援者に理解をしてもらうために役立つもの。ファイルは保護者が管理し、支援者と一緒に作成する。

III 各 論





1 子どもの誕生と健康への支援の充実

1-1 健やかな子どもの誕生への支援【重点施策①】

現状と課題

妊娠・出産・産じょく期^{*9}は、生まれてくる子どもの健やかな成長や、母親、家族などの健康な生活のために大切な時期です。この時期を安全に過ごすためには、妊娠前から母体の健康管理の重要性を理解し、健康な生活習慣を身につけるとともに、妊娠早期から医学的管理と保健指導を受けることが大切です。

しかし、妊娠 20 週以降の届け出は 1.9%（平成 25 年度）、飛び込み出産は 3 件（平成 25 年度）ありました。また、本市における平成 24 年の低出生体重児出生率（出生百対）は 11.6 と全国の 9.6 と比べて高い状況にあります。医療現場からは、「定期受診をしない妊婦への対応に困っている」という声もあり、妊娠期における健康管理の重要性の周知や、ハイリスク妊婦^{*10}への支援、また、妊婦に対する周囲の理解を促進させ、妊婦健康診査を受けやすい環境づくりが課題となっています。

早産のリスク要因としては、妊娠に関する要因（早産歴・流産歴等）、多胎妊娠、感染、生活習慣などが挙げられます。これら早産のリスクを妊婦自身が理解し、早産予防のために自らの健康管理に努めるとともに、適切な時期に医学的管理と保健指導が受けられる体制が必要です。

平成 24 年に実施した「高知市健康づくりアンケート（一般用）」によると、20 歳代女性の朝食欠食率は 32.4%とほかの年代と比べて高い傾向がみられました。同じく 20 歳代女性の喫煙率は 12.8%でした。また、歯周病が与える早産や低体重児出生などの妊娠への影響についての周知率は、女性でも 38.9%と低い現状です。体型に関する主観的見方については、体重と身長から算出した BMI^{*11}で“やせ”に判定される人のうち、自分の体型をどのように思っているかの質問には「普通」「やや太っている」「太っている」と答えた割合が 20 歳代、30 歳代女性で高くなっています。さらに、子宮頸がん検診受診率は 20 歳代で 34.3%、30 歳代で 46.2%であり、これらの結果から若い女性の健康への意識づけが課題となっています。

本市では女性健診、子宮頸がん検診を実施しています。また、妊娠期の健康管理として、妊婦一般健康診査^{*12}の公費助成（14 回）や訪問指導等を実施しています。

不妊等で悩んでいる夫婦への支援については、不妊治療に伴う経済的な負担の軽減や相談支援を行っています。不妊治療費助成事業^{*13}については、平成 16 年度からは医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成しています。平成 19 年度に制度改正等があり、単年度当たりの助成回数が 2 回となり所得制限も緩和されました。制度を活用される方は増加傾向となっており、平成 25 年度には 347 件の申請がありました。

今後の方向性

- ① 妊娠期に適切な母体管理ができるよう医療機関との連携を強化し、妊婦健康診査の重要性の啓発や早産の恐れのある妊婦への支援を行います。
- ② 妊娠期からの関わりにより、出産・子育て期への切れ目のない支援につなげていくために、母子健康手帳交付時の専門職による面接を始め、必要な情報提供や支援が行える体制を整備していくとともに、気軽に相談できる存在として母子保健コーディネーター等の配置を進めます。
- ③ 喫煙、飲酒、歯周病などの知識の普及や啓発を行うことにより、若い女性の健康への意識を高め、早産予防などにつなげていきます。
- ④ 不妊に悩む人への支援については、今後も国の動向を見ながら不妊治療費助成事業を継続します。

[主な関連事業等]

- ・母子健康手帳交付（交付時における面接や健診に関する啓発を含む。）
- ・妊婦健康診査（妊婦一般健康診査）
- ・家庭訪問
- ・子育てひろば（妊娠中の悩み事などの相談への支援を含む。）
- ・継続看護連絡票
- ・不妊治療費助成事業
- ・早産リスク要因や予防についての啓発（食習慣、喫煙、飲酒、歯周病など）
- ・子育て応援ブック^{※14}

[施策関係課]

母子保健課，健康増進課

※9 産じょく期

産じょく（産褥）とは、「妊娠及び分娩を原因として、発生した性器並びに全身の変化が、妊娠前の状態に戻る期間」の事で、その期間とは一般に6週間から8週間とされる。

※10 ハイリスク妊婦

医学的もしくは社会的理由により、母児のいずれかまたは両者に重大な予後が予想される妊婦。



- ※11 BMI
体格指数。body mass index。体重（キログラム）を身長（メートル）の二乗で割った数値。日本肥満学会では、18.5未満を「やせ」、18.5以上～25.0未満を「ふつう」、25.0以上を「肥満」とし、数値によって肥満Ⅰ度～Ⅳ度に分ける。
- ※12 妊婦一般健康診査
妊婦健診は母子保健法に基づいて実施され、すべての妊婦がこれを受けることが推奨されている。妊婦健診では、妊娠が正常に経過していることを確認し、ハイリスク妊娠の早期抽出、妊娠中に発症する各種合併症の発症予防、各種保健指導などを行う。
- ※13 不妊治療費助成事業
法律上の婚姻夫婦に対して、医療保険が適用されず、高額な医療費のかかる特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部を助成し、不妊治療にかかる経済的負担を軽減させるための制度。所得制限あり。
- ※14 子育て応援ブック
妊娠から出産・育児までの母子保健サービス・母子福祉施策や、育児のワンポイントアドバイスをまとめた本市発行の冊子。母子健康手帳交付時や希望者に配布。

1-2 子どもの健康管理

現状と課題

乳幼児期は基本的な生活リズムや食習慣が確立する重要な時期です。平成 24 年に実施した「高知市健康づくりアンケート（3歳児健診用）」によると、「就寝時間が 22 時以降」の割合が 19.8%を占め、就寝時間が遅いほど「朝食を必ず食べる」とする割合が低くなっており、望ましい生活習慣が身につけていない傾向にあります。

乳幼児期の健康管理の取組として、健診については、乳児期には医療機関委託による個別健診方式で2回、幼児期には集団健診方式で1歳6か月児健診と3歳児健診を実施しています。また、乳児家庭全戸訪問事業や育児相談、離乳食教室を実施しています。

しかし、健診の受診率は、1歳6か月児健診 86.7%、3歳児健診 78.8%（平成 25 年度）と全国と比べて低く、子どもの発達段階に応じた健康管理の重要性が保護者に十分に認識されていない現状があります。

健診結果では、発達障害^{※15}児がスクリーニング^{※16}される数が年々増加しており、健診後の支援体制の整備と拡充が課題となっています。

また、歯科健診においては、むし歯保有者が1歳6か月児 2.0%、3歳児 15.4%（平成 25 年度）であり、むし歯保有者の割合は減少しているものの、一人のむし歯保有者がたくさんのむし歯を持っている状況にあります。

今後の方向性

- ① 乳幼児期に基本的な生活習慣を身につけることができるように、関係機関と連携しながら啓発及び支援を継続していきます。
- ② 乳幼児期における健康診査や予防接種の重要性について啓発を行うとともに、保護者が子どもの成長発達を喜び、健康診査や予防接種などを通して乳幼児期における適切な健康管理ができるように支援します。
- ③ 子どもの成長や発達に関する相談窓口の周知を図るとともに、心身の成長発達に支援の必要な子どもについては、保護者の不安を軽減し、必要な情報を提供するなど適切な支援を行います。

[主な関連事業等]

- ・乳児一般健康診査
- ・1歳6か月児健康診査
- ・3歳児健康診査
- ・子育てひろば
- ・離乳食教室
- ・乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業）



- ・ 歯科口腔保健啓発事業^{※17}
- ・ フッ化物応用推進事業^{※18}
- ・ 予防接種
- ・ 子ども発達支援センター^{※19}相談事業

[施策関係課]

母子保健課，子ども育成課，保育幼稚園課

※15 発達障害

（「発達障害者支援法」の定義）自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害，学習障害，注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって，その症状が通常低年齢において発現するもの。

※16 スクリーニング

乳幼児の健診では，発育・発達が順調かどうかを，問診項目や医師の診察，専門職の相談などで確認していくことを指す。

※17 歯科口腔保健啓発事業

乳幼児健診や相談，歯科啓発イベント等を活用し，かかりつけ歯科医による定期的な口腔健康管理の必要性や歯科疾患の予防に関する知識・方法について啓発を行う事業。

※18 フッ化物応用推進事業

むし歯予防のためにフッ化物の応用を推進する事業。学校・保育所・幼稚園等でフッ化物洗口を実施するための啓発及び支援，1歳6か月児健診において希望者にフッ化物塗布体験などを行っている。

※19 子ども発達支援センター

障害のある子どもに関する相談に対応し，関係機関と連携をとりながら支援する。また，発達に何らかの心配がある子どもの相談・通園事業も行う。

1-3 思春期の健康づくり

現状と課題

思春期は、身体的・精神的発達が最もめざましく、心身にさまざまな変化が生じるとともに、社会的な環境要因に左右されることの多い時期です。

高知県における十代の人工妊娠中絶数は平成 13 年度の 980 件をピークに、平成 18 年度には 428 件と半減してきました。しかし、人工妊娠中絶全体に対する割合では、平成 24 年度高知県では 9.2%であり、全国 7.0%に比べると依然として高く、子どもたちへの思春期教育を継続して行う必要があります。

児童・生徒の肥満や思春期のやせ症、運動不足も増えてきており、また、平成 25 年に実施した「高知市食育^{※20}に関するアンケート調査」によると、朝食を「ほとんど毎日食べる」とする割合が中学 2 年生では 80.5%となっており、朝食を食べずに登校する児童・生徒が多く存在します。

また、平成 25 年度の高知県学校歯科保健調査では、小学 5・6 年生の歯肉に所見のあるものの割合は 23.7%と、基本的な生活習慣が身につけていない傾向がみられます。小中学校において、生活習慣を身につけ、歯肉炎を予防する目的で、口からはじめる食育推進事業^{※21}を平成 22 年度から実施しており、平成 25 年度には小学校 21 校、中学校 3 校で実施しましたが、継続して取り組んでいく必要があります。

思春期保健への取組については、学校授業において保健所が人的・物的に支援しています。また、高知県（思春期相談センター^{※22}・高知県性教育推進検討委員会の設置等）、助産師会のいのちの教室などの取組が広がりをみせています。

今後の方向性

- ① 子どもたちが基本的な生活習慣を身につけ、実践できる力を養うとともに、大切にされてきた生命であることを理解し、自分自身を大切にして自分の健康は自らが守るという意識を持つことができるように、学校、保健所などの関係機関が連携を深めながら、基本的な生活習慣に関する指導や相談体制の充実などに継続して取り組みます。

[主な関連事業等]

- ・ 思春期保健指導・相談事業
- ・ 口からはじめる食育推進事業
- ・ 中学校給食の全校実施に向けた検討

[施策関係課]

母子保健課，健康増進課，教育環境支援課



※20 食育

平成 17 年に成立した食育基本法において、食育とは「生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」「さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの」と位置付けられている。

※21 口からはじめる食育推進事業

食育の視点から歯肉炎予防の健康教育を実施し、生活習慣の改善を目指す事業。市内小学校で実施。

※22 思春期相談センター

主に中学生、高校生を対象として、性に関する情報提供や性に関する悩みなどの相談に応じる施設。PRINK。

1-4 食育の視点からみた健康づくりへの支援

現状と課題

市民自らの健康づくりを支援し、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、平成 21 年 3 月に「高知市食育推進計画」を策定し、関係者・関係団体が連携して食育の推進に取り組んできました。

平成 25 年度に実施した「高知市食育に関するアンケート調査」によると、幼児、小学生及び中学生の各区分で、朝食を「ほとんど毎日食べる」と答えた割合は 5 年前に比べて増加し、「高知ならではの料理や食材を知らない・食べたことがない」と答えた割合は減少しています。また、食に関する実践内容について、小中学生では「1 日 3 食きちんと食べる」などの多くの項目で 4 割を超えており、学校での取組が定着し成果が表れています。

しかしながら、「よくかんで食べることを心がけている」と答えた割合は小学生と比べて幼児・中学生では 3 割と低くなっていること、また「朝食や夕食を一人で食べる」とする小中学生の割合は全国と比べて高く、5 年前からあまり改善されていないことなどから、今後もあらゆる面からの働きかけが必要となっています。

平成 26 年 3 月に策定した「第 2 次高知市食育推進計画」では、朝ごはんを食べることからはじまる「健康づくり」と、食に関わる経験を重ねていく「体験活動」の 2 つを取組の柱とし、共食（「一緒に食べる」、「一緒に作る」、「一緒に話す」）の視点を土台として市民、関係者、行政の協働により食育の推進を展開するとしており、認定こども園、幼稚園及び保育所（以下「認定こども園等」という。）、学校においては、さまざまな体験活動を通して、食の循環^{*23}を学ぶ機会を作っています。

また、食と関係の深い歯・口の健康も「食べる」「話す」などの口の機能を果たすために不可欠であり、生活の質の向上に大きく寄与しています。学童期は永久歯列が確立する時期であり、むし歯と合わせて歯肉炎が多発する時期でもあります。この時期に「自分の健康は自分で守る」という視点を育て、口腔の健康管理を身につけることが大切であることから、学校歯科医等関係機関と連携し、歯みがき指導等に取り組んでいます。

今後の方向性

- ① 第 2 次高知市食育推進計画に基づき、共食を土台とした働きかけを推進します。
- ② 家庭、認定こども園等、学校での取組を核にし、他の世代へと食育の環を広げます。
- ③ 関係課がつながり、地域や企業等関係者と連携・協力して食育を推進します。
- ④ 乳幼児期や学童期の子どもや保護者に対し、日常の食に関する経験を通して、朝ごはんの大切さやバランスのとれた食生活などの健康づくりを啓発します。
- ⑤ 学校においては、栄養教諭・養護教諭が担当職員と連携して、稲作体験などの体験学習や歯みがき教室などを実施し、そのなかで食べ物大切さや自身の健康づくりのための自己管理能力の向上を目指します。



⑥ 口の健康を保つために、噛むことの大切さを啓発し、歯科保健を推進します。

[主な関連事業等]

- ・ 離乳食教室（再掲）
- ・ 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査での啓発
- ・ ヘルスメイト^{※24} 地区活動
- ・ 口からはじめる食育推進事業（再掲）
- ・ 小中学校食育，地場産品活用推進事業^{※25}
- ・ 歯科口腔保健啓発事業（再掲）
- ・ 中学校給食の全校実施に向けた検討（再掲）

[施策関係課]

母子保健課，教育環境支援課，健康増進課，保育幼稚園課

※23 食の循環

食物の生産・加工・流通・消費・再生に至る循環，食物の身体の中での循環，食に関する知識や習慣などの世代間の循環を表現したもの。

※24 ヘルスメイト

食生活改善推進員の通称。「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に地域で活動を進めている，食を通じた健康づくりボランティアのこと。

※25 地場産品活用推進事業

学校における地産地消を推進し，食教育を充実させるため地域食材の学校給食への活用促進，地域食材活用献立の研究，親子料理教室の開催などを実施。

1-5 小児救急医療体制の確保

現状と課題

本市では、一般診療体制が手薄となる休日及び平日の夜間（20～23時まで）の初期救急医療体制を確保する目的で、休日夜間急患センター・平日夜間小児急患センター（以下「急患センター」という。）を設置し、市医師会に運営を委託しています。平成22年3月に供用開始した総合あんしんセンター^{※26}内に移転し、調剤薬局機能を統合したことにより、利便性が向上しました。

また、小児の二次救急及び深夜帯（23時以降）の初期救急は、5つの公的病院のいずれかが当番になる輪番制度をとっています。

近年、特に急を要しない患者の深夜帯の二次救急輪番病院への受診増加により、輪番病院の小児科医の負担が増し、限界の状態に達しています。このため、急患センターでは、二次救急輪番病院の負担軽減のために、平成20年度からは土曜日の診療時間を翌朝8時まで延長し、平成22年10月からは当面の間の措置として祝日の前日の診療時間を翌朝8時まで延長しています。

高知県においては、「こうちこども救急ダイヤル（#8000）^{※27}」の設置、「小児医療体制検討会議^{※28}」の開催、「小児医療啓発事業（保護者に対して小児の急病時の対処方法等について啓発を行う）」の実施等、小児救急医療体制維持に向けた取組を行っています。

今後の方向性

- ① 高知県、医師会等の関係団体とともに、休日及び平日夜間の小児救急医療体制（初期救急・二次救急）の維持・確保を図ります。
- ② 高知県が開催する小児医療体制検討会議、高知県の小児医療啓発事業（認定こども園等・子育てサークル等での講演会開催）等に積極的に協力します。
- ③ 安易な救急医療の受診（コンビニ受診）の増加が懸念されており、真に医療を必要とする患者が適切に受診できるように、「こうちこども救急ダイヤル」の周知等により、救急時の対処方法に関する啓発を図ります。

[主な関連事業等]

- ・休日夜間急患センター運営事業（調剤薬局運営事業）
- ・小児救急医療支援事業

[施策関係課]

地域保健課



-
- ※26 総合あんしんセンター
保健・医療・防災ニーズに対応するための総合拠点施設として、高知市、高知県医師会などにより、平成22年に整備した施設。
- ※27 こうちこども救急ダイヤル（#8000）
高知県では、休日・夜間の子どもの急な病気の際に保護者からの相談に応じることにより、保護者の不安を解消し、適正受診を図るために、看護師による電話相談を実施している（高知県看護協会に委託）。午後8時～午前1時まで。
電話番号は#8000 または 088-873-3090。
- ※28 小児医療体制検討会議
小児医療提供体制の充実を図るために、初期救急医療機関と二次救急医療機関の連携強化など小児救急医療体制の整備に関する検討、第5期保健医療計画に基づく取組に関する検討・評価などを行っていくために高知県が設置している会議。構成メンバーは、小児医療に携わる医師、学識経験者、関係団体および関係機関等の代表者。

2

幼児期における教育・保育の充実

2-1 利用希望に沿った教育・保育の提供

現状と課題

〈教育・保育施設〉

本市の保育所は、平成 26 年度当初で市立 25 園、民立 59 園の計 84 園、定員 9,230 名で保育を実施しており、このほか、高知市へき地保育所条例に基づき、へき地保育所を 3 か所設置しています。

本市の幼稚園は、平成 26 年度当初で国公立 2 園、私立 20 園の計 22 園、定員 4,595 名であり、幼児教育を実施するとともに、保護者ニーズに応じて、預かり保育、早朝保育、子育て相談などの子育て支援を実施しています。

本市の認定こども園は、平成 26 年度当初で幼稚園型 7 園、地方裁量型 4 園の計 11 園、定員 1,072 名で、保護者の就労の有無に関わらず、教育・保育を実施しています。

また、地域の子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供など、子育て支援を実施しています。

〈地域型保育事業^{※29)}〉

地域型保育事業は、平成 26 年度の施設等への意向調査において、小規模保育事業 8 か所、家庭的保育事業 1 か所が平成 27 年度から事業を実施するとしています。

地域型保育事業は、3歳未満児を対象とする定員 19 人以下の事業であり、少人数保育における質の確保や連携施設の在り方等を検証していく必要があります。

〈待機児童対策〉

本市の待機児童対策としては、平成 22 年度に待機児童解消「先取り」プロジェクト^{※30)}、平成 25 年度に待機児童解消加速化プラン^{※31)}に参加し、内閣府の採択を受け、保育所改築時の定員の拡大、質を確保した認可外保育施設への運営支援などを実施しているほか、定員の弾力運用、潜在保育士の就労支援等の取組を実施しておりますが、待機児童数は平成 26 年度当初で 25 名であり、質の向上とともに待機児童対策は重要課題となっています。

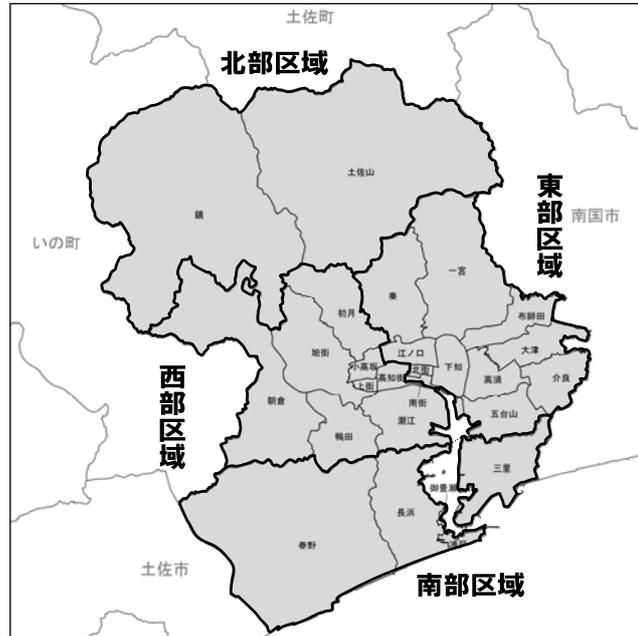
今後の方向性

- ① 〈提供区域の設定〉本市は、南に土佐湾、北に中山間地域が位置し、市街地は東西方向に広がりがあり、幹線道路や路面電車は中心市街地から東西方向に伸びています。幼稚園や認定こども園は広域から通園している現状がありますが、保育所を利用する場合の施設の立地条件としては、自宅又は勤務先に近い場所、若しくは自宅から勤務先への通勤途上を選択するケースが多く、中心市街地は勤務先となる事業所が一定集



積していることから、中心市街地から東西に区域を分割することは、利用実態に即した区域設定になると考えられます。

このため、教育・保育の提供区域は、三里、長浜、御畳瀬、浦戸、春野の沿岸地域を南部区域、鏡、土佐山の中山間地域を北部区域とし、市街地を東部と西部に2分して、南街、北街、下知、江ノ口、五台山、高須、布師田、一宮、秦、大津、介良を東部区域とし、上街、高知街、小高坂、旭街、潮江、初月、朝倉、鴨田を西部区域とする区域設定とします。



- ② **〈確保方策〉** 従来の認定こども園等に加え、新たな幼保連携型認定こども園の創設、保育所等の認可制度の

改善、地域型保育事業の創設、人材の確保等に資する職員の処遇向上などにより、0歳から2歳までの低年齢児の保育ニーズへの対応を中心に、質の確保された教育・保育の受け皿を拡大し、平成29年度末までに待機児童を解消するとともに、各提供区域における量の見込みに対して、提供体制を確保していきます。

- ③ **〈適切な情報提供など〉** 多様な教育・保育ニーズに対応できるように、教育・保育の利用についての選択の幅を広げるとともに、教育・保育施設や地域型保育事業に関する情報集約を行い、利用者からの問い合わせや相談に応じ、必要な情報提供・助言をします。特に、産後の休業や育児休業後に利用する場合など、施設等を円滑に利用できるようにしていきます。

[主な関連事業等]

- ・ 待機児童解消対策
- ・ へき地保育所
- ・ 低年齢児保育の充実
- ・ 利用者支援事業^{※32}
- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業^{※33}
- ・ 多様な主体の参入促進事業^{※34}

[施策関係課]

保育幼稚園課

- ※29 地域型保育事業
小規模保育事業，家庭的保育事業，事業所内保育事業，居宅訪問型保育事業の4類型により構成される。多様な施設や事業の中から利用者が希望する保育を選択できる仕組みづくりを目的として，平成27年度から新たに創設された。（対象は原則0～2歳）

- ※30 待機児童解消「先取り」プロジェクト
都市部で深刻な問題となっている待機児童の解消を図るため，待機児童がいるから保育所を整備する「後追い」発想を転換し，潜在的な保育ニーズも「先取り」して積極的に待機児童解消に取り組む自治体と組んで，「子ども・子育て新システム」に向けて検討している新たな取組などを「先取り」して行うものとして，平成22年11月に国がとりまとめたもの。

- ※31 待機児童解消加速化プラン
待機児童の解消に向けて，自治体が行う保育所の整備や保育士確保などの取組に対する国の支援計画。

- ※32 利用者支援事業
子どもや保護者の身近な場所で，教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに，それらの利用に当たっての相談に応じ，必要な助言を行い，関係機関等との連絡調整等を実施する事業。

- ※33 実費徴収に係る補足給付を行う事業
保護者の世帯所得の状況等を勘案して，特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品，文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。

- ※34 多様な主体の参入促進事業
新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や，私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業。



2-2 より質の高い教育・保育の推進【重点施策②】

現状と課題

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、保護者が家庭において子どもと十分な関わりを持ち、より良い親子関係を形成していくことが重要ですが、認定こども園等の教育・保育施設を利用する子どもの割合が5歳児では全体の約9割を超えていることから、家庭における関わりだけでなく、これらの施設等が果たしている役割も大変重要です。

一方、少子化の進行など子育てを取り巻く環境の変化による家庭や地域の養育力の低下が指摘されており、認定こども園等においては、教育や保育を行うだけでなく、保護者の子育てに対する不安や孤立感などを和らげ、子どもと向き合う環境づくりを支援していく役割も求められています。

また、幼児期においては、遊びや生活を中心とする教育や保育が展開されていますが、小学校に入学すると、子どもたちは環境や生活の違いにとまどいを感じ、授業中に座ってられない、集団行動がとれないといった不適応状況に陥る場合があります、それが学級全体に波及して授業が成立しなくなる状態（小1プロブレム）が発生している学校もあります（平成25年度10%）。子どもたちの学びと育ちを豊かにつなぎ、学びの基礎力を育み、小1プロブレムを予防するためには、幼児教育と小学校教育に携わる教職員が、それぞれの役割を果たしつつ、連携することが不可欠です。

そこで、本市では「幼児教育推進協議会^{*35}」を設置し、認定こども園等・小学校・中学校・行政が連携の在り方等について協議を行っています。また、平成25年1月に策定した「のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム^{*36}」をもとに、平成25年度から8つのモデル地区（8小学校・22園）を指定し、「人をつなぐ」「組織をつなぐ」「教育をつなぐ」実践を行い、平成26年1月には「保・幼・小連携実践事例集^{*37}」と「アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム^{*38}事例集」を作成・配付して、連携と接続の推進に取り組んでいます。平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度においても、これまで以上に連携のための取組を促進する必要があります。

また、教育・保育の質の向上のため、従来の研修の充実に加え、新制度における幼保連携型認定こども園教育・保育要領や新たな職員資格となる保育教諭に対する研修について実施体制の整備を図る必要があります。

今後の方向性

- ① 幼稚園教育要領や保育所保育指針、また幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って、幼児期の教育・保育が行われるよう取り組みます。また、家庭環境や保育を行う上で配慮が必要とされる児童や家庭への支援については、全ての子どもの育ちを社会全体で応援していく考えに立ち、家庭や関係機関と連携を図りながら継続的に取り組むとともに、家庭環境や発育状況に配慮した、よりきめ細かな保育の推進に努

めます。

- ② **〈教育・保育施設及び地域型保育事業者の連携の推進に関する内容〉** 家庭的保育事業者等の連携施設（教育・保育施設）については、高知市家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）第7条に、事業者が適切に確保する義務を規定しています。確保が著しく困難な場合等で、一定の条件を満たす場合は、条例附則第3条で5年間の経過措置を設けており、経過措置期間中に市による調整を実施します。
- ③ **〈幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援に関する内容〉** 幼稚園教諭と保育士の合同研修については、高知県と連携を図りながら取組を推進します。
- ④ **〈認定こども園等、小学校等との連携の推進に関する内容〉** 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、小学校学習指導要領などに基づき認定こども園等と小学校との積極的な連携・交流を図ります。また、認定こども園等における「アプローチカリキュラム」、小学校における「スタートカリキュラム」の普及と質の向上に努めます。

[主な関連事業等]

- ・職員に対する研修
- ・家庭支援推進保育事業
- ・私立幼稚園運営等に関する補助金
- ・のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム
- ・保・幼・小連携推進地区指定事業

[施策関係課]

保育幼稚園課，学校教育課

-
- ※35 幼児教育推進協議会
保育所・幼稚園・小学校・中学校の代表が校種の違いや管轄の違いを乗り越えて子どもたちの学びと育ちを健やかにつなぐための会議
- ※36 のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム
保・幼・小をつなぐ取組として、「人をつなぐ」・「教育をつなぐ」・「組織をつなぐ」の3つのアプローチを提案したもの。
- ※37 保・幼・小連携実践事例集
のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラムをもとに、8推進地区における保・幼・小連携の取組内容をまとめたもの。



※38 アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム

アプローチカリキュラムとは、保育所・幼稚園等において行われる幼児の学びを小学校生活に適切につないでいくための年長期（11月頃～3月）に実施するカリキュラム。それまでの遊びを通して学んできた知・徳・体の芽生えを総合化し、小学校に向けて学びを高めていくようにしている。

スタートカリキュラムとは、遊びを中心とした保育所・幼稚園等の生活から、教科学習や時間割による小学校の学習生活になめらかに接続できるよう工夫された指導計画。児童が幼児期に体験してきた遊び的要素と小学校生活の中心をなす教科学習の要素の両方を組み合わせた、合科的・関連的な学習プログラムである。

3 子育てしやすい環境の整備

3-1 地域ぐるみの子育て支援のまちづくり【重点施策③】

現状と課題

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などを背景として、子育てに悩みや不安を抱え、地域から孤立した子育て家庭が増えています。

平成 16 年度から地域の子育て支援の拠点として「地域子育て支援センター」の設置を開始し、現在は 10 か所において、親子のふれあいの場を提供しながら、育児への支援を通して、保護者の孤立化を予防するとともに、育児相談等の幅広い活動を行っています。子育て家庭を地域で支えていく観点から、今後も身近な地域の子育て支援の拠点として保健所等の関係機関との連携を深め、活動を拡充していくことが必要です。

地域の中には、地域子育て支援センターを始め、認定こども園等での「園庭開放」や「子育て相談」、地区社会福祉協議会^{※39}や地区民生委員児童委員^{※40}協議会等が実施している「子育てサロン^{※41}」、保護者同士が自主的に交流する「子育てサークル」等の子育てを支える資源が豊富にあります。しかしながら、子育て中の保護者が、実際にこれらの中から自分に合った支援や活動を選び、活用できていない現状があると考えられます。自ら子育てに関する情報収集をして活用できる保護者ばかりでなく、誰かの声かけや後押しが必要な保護者もいることから、それぞれの保護者の実情に応じたきめ細やかな支援が求められています。

また、平成 25 年 3 月に策定した「高知市地域福祉活動推進計画」では、誰もが安心して暮らせる支え合いのあるまちづくりを基本理念として、住民主体の支え合い・助け合いの活動の仕組みづくりを支援しています。

今後は、地域における子育てに関するさまざまな資源を、保護者がそれぞれのニーズに合わせて積極的に活用することができるような仕組みづくりを行うとともに、地域ぐるみの見守りや声かけ、あるいは関係機関や地区組織、当事者を含めた地域の人々等とも連携してまちづくりに取り組む必要があります。

今後の方向性

- ① 子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、「地域ぐるみの見守り」と地域での支え合い活動を推進します。
- ② 地域子育て支援センターや地域の中で核となる民生委員・児童委員、認定こども園等、サークルやボランティア等が効果的な連携体制がとれるような仕組みづくりを地域密着の視点で進めます。



[主な関連事業等]

- ・地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- ・子育てサークル支援事業
- ・子育てパートナー^{※42}支援
- ・ファミリー・サポート・センター事業^{※43}
- ・乳児家庭全戸訪問事業（再掲）
- ・高知市地域福祉活動推進計画に基づく地域福祉活動の推進

[施策関係課]

子ども育成課，保育幼稚園課，母子保健課，健康福祉総務課

※39 社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない社会福祉法人。昭和26（1951）年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置されている。地域住民のほか、民生委員・児童委員，社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者，保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと，地域の人々が，住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指し，さまざまな活動を行っている。

※40 民生委員児童委員

厚生労働大臣の委嘱を受けたボランティアの一員。地域の中でいろいろな相談に応じたり，適切な支援を行うなど，地域福祉の推進に努めている。

※41 子育てサロン

地域の子育てのために，地域が主体となって運営する，子育て家庭の親子が気軽に自由に集える交流の場。

※42 子育てパートナー

市内の公立保育所の子育て相談や地域子育て拠点施設において，市に登録している無償ボランティア（子育てパートナー）が絵本の読み聞かせや事業実施時の託児，子育て相談の事業補助等を行うもの。

※43 ファミリー・サポート・センター事業

仕事と育児の両立を支援するため，育児援助サービスを受けたい依頼会員と育児援助サービスを提供できる援助会員の両方を募集し，相互に援助活動を行う有償ボランティア組織の事業。

3-2 子育て支援体制の充実【重点施策③】

現状と課題

子育て支援は、子どもや子育て家庭の置かれている状況によって、求められている内容が異なります。このため、それぞれの状況に応じた子育て支援を受けることができるように、切れ目なく安定的に提供できる体制が必要となってきます。

身近な場所において子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進を行う子育て支援の拠点としての「地域子育て支援センター」は、平成 24 年度までに 10 か所設置しました。地域別には、西部 4 か所、南部 4 か所、東部 1 か所、北部 1 か所となっており、東部・北部地域での整備が必要となっています。また、絵本の読み聞かせなどを通じて親子のふれあいを深める「親子絵本ふれあい事業」は、平成 25 年度は地域のふれあいセンターなど 16 か所で実施しています。

そのほか、保護者の就労等の理由により、子どもを一時的に施設等で預かる体制の充実も必要となっています。

相談支援については、気軽に相談できる場として市内 2 か所で保健師、栄養士等による子育てひろばを実施しているほか、子どもの発達に関する相談支援や子ども家庭相談員による児童家庭相談等を行っています。

これらの子育て支援に関する情報の入手方法については、本市が実施した「高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（平成 25 年度調査）によると、高知市広報や保育所・幼稚園の先生からという回答が多くを占めていますが、本市発行の子育てに関する刊行物から情報を入手したという回答が 5 年前の調査と比較して減少するなど入手方法が多様化していると考えられ、子育て中の保護者のニーズに対応した情報発信方法について検討が必要となっています。

今後の方向性

- ① 子育て支援の拠点整備については、東部・北部地域における地域子育て支援センターの設置を視野に入れた検討を行うとともに、情報提供機能や相談機能の充実に向けた取組を進めます。
- ② 相談支援については、個別の支援だけではなく、保護者同士の交流の場を設け、グループダイナミクス^{※44}（集団力学）を活用した支援方法の導入を地域の子育て関係機関と協働実施しながら、ノウハウを蓄積するとともに重層的な支援体制の構築を目指します。
- ③ 子育てに関する情報発信については、既存の刊行物について役割を整理するなど見直しを行うとともに、効果的かつ効率的な発信方法に取り組みます。



[主な関連事業等]

- ・ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）（再掲）
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 親子絵本ふれあい事業
- ・ 児童家庭相談
- ・ 一時預かり事業（幼稚園）
- ・ 一時預かり事業（その他）
- ・ 子育てひろば（再掲）
- ・ 子育て応援ブック（再掲）
- ・ こうちし子育てガイド ばむ

[施策関係課]

子ども育成課，保育幼稚園課，母子保健課，子ども家庭支援センター

※44 グループダイナミクス

Groupdynamics(集団力学)とは、集団における人々の機能や構成員の行動に影響を及ぼす条件、あるいは思想や行動パターンなどの集団面に働く力を研究する学問領域のこと。具体的には集団構造で最も良い生産性を高める方法を探ったり、集団的行動を変化させる方法を探ったりすること。

3-3 多様な保育サービスの充実

現状と課題

保育所における延長保育事業は、開所時間 11 時間を 30 分以上超えて保育を行う事業であり、平成 26 年度当初で 59 施設が実施しています。

また、保育所における一時保育（一時預かり）事業は、平成 26 年度当初で 8 施設が実施しており、平成 25 年度の利用実績は延べ 11,495 人となっています。

一方、幼稚園においては、教育時間を超える時間の預かり保育や早朝保育を国立幼稚園を除く 21 園が実施しています。

また、認定こども園 2 施設（平成 25 年度当初）において、休日保育事業を実施しています。

病児・病後児保育事業^{*45}は、保育所などに在籍している子どもで、病気の回復期などにあるが、感染等の恐れから集団生活が難しく、保護者の勤務等の都合で家庭保育が困難な場合に、医療機関や保育所に併設された施設で、保育士や看護師が医師との連携を図りながら一時的に預かり保育を実施するものであり、医療機関併設施設 3 か所、保育所併設施設 1 か所で実施しています。

小学校の放課後児童クラブについては、平成 26 年度当初には 35 校で 67 クラブを開設し、待機児童は存在していません。平成 27 年度からは、児童福祉法の改正により小学校 6 年生まで対象年齢が拡大することから、高学年の利用への対応が必要になります。

これらの保育サービスは、その多くが平成 27 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業に位置付けられており、保育ニーズの多様化に対応した実施体制等を確保していくことが必要です。

今後の方向性

- ① 時間外保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業については、保育ニーズに対応した事業の実施に取り組みます。
- ② 小学校の放課後児童クラブについては、今後も待機児童ゼロの取組を継続するとともに、対象年齢の拡大による利用者数の増加が見込まれるため、民間事業者の事業参入などを含めて必要なクラブ数を確保していきます。また、高知県等と連携して放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の研修の充実を図り、さらなる質の向上を目指します。

[主な関連事業等]

- ・時間外保育事業（延長保育事業）
- ・休日保育事業



- ・一時預かり事業（幼稚園）（再掲）
- ・一時預かり事業（その他）（再掲）
- ・病児・病後児保育事業
- ・放課後児童健全育成事業※46

[施策関係課]

保育幼稚園課，子ども育成課

※45 病児・病後児保育事業

仕事等の都合によって、病気の回復期などにある子どもを家庭で保育できない保護者に代わって、市が委託している医療機関等に併設された施設で保育士と看護師が医師と連携を図りながら一時的に預かる事業。

※46 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

3-4 男女ともに仕事と育児が両立しやすい環境づくり

現状と課題

本市の産業構造は、事業所数、従業員数の約8割が小売・飲食・サービス業などの第3次産業を中心とした産業構造となっています。このような産業構造は景気の影響を大変受けやすく、また経営環境を安定させるのが難しく、雇用に対して積極的な行動がしづらい傾向にあります。加えて、経済のグローバル化、顧客ニーズの多様化、経営の効率化などへの対応を求められる中で、長時間労働者やフリーターなどの非正規社員が増加する傾向にあるなど労働者が2極化しており、それぞれに家庭を営む上での困難な問題が顕在化しています。

また、所得の伸び悩みにより、結婚、出産、子育てへの影響が懸念されている中、高知県の県民所得は、全国で最も低い水準にあることが、将来への不安から結婚を先送りする若者の増加や、子どもを生まないことを選択する傾向にあると推察されます。

これらの状況の下、男女に関係なく、育児や介護などの家庭生活や地域活動、学習など、労働者が自分の生活の状況に合わせた職業生活が営めるよう、効率的かつ柔軟な働き方ができる環境を整えることが企業にとっても働く人にとっても重要となってきています。

平成24年10月に内閣府が行った「男女共同参画^{※47}社会に関する世論調査」において、「男女共同参画社会」を実現するために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思うかを聞いたところ、以下の回答が上位を占めました。（複数回答）

- (1) 子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する 61.6%
- (2) 子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する 61.0%
- (3) 保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する 59.9%

このように、男女共同参画の視点からも、仕事と育児の両立への支援が行政の役割として求められています。

本市が実施した「高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（平成25年度調査）によると、父親の育児休業の取得割合は極めて低く、また、「仕事が忙しい」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気がある」「収入減となり、経済的に苦しくなる」など、育児休業を取得するに当たっての職場環境の整備が進んでいない状況にあります。また、母親の就労割合や就労希望がいずれも5年前より増加しており、就労中の子育て家庭が増加している状況にあります。

今後の方向性

- ① 若年者の経済的自立のための環境づくりとして、雇用の場を確保するための地場産業振興や企業誘致の推進はもとより、就職支援活動を通して職業観の醸成や就職力の向上を展開します。



- ② 育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着を図るため、ワーク・ライフ・バランスの概念を国・高知県と連携して普及・推進します。
- ③ 男女が協力して家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性などについて、企業等を始め社会への浸透を図ることにより、男女ともに仕事と育児が両立しやすい環境づくりに取り組みます。

[主な関連事業等]

- ・就職応援セミナー
- ・無料職業紹介事業
- ・妊娠出産しても安心して働ける環境づくり
- ・事業主行動計画の推進
- ・男女共同参画推進のための広報・啓発活動

[施策関係課]

商工振興課，人権同和・男女共同参画課

※47 男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うこと。

3-5 子育て家庭にやさしい生活環境の整備

現状と課題

子どもたちや子ども連れの保護者、そして妊産婦にとって、不安やストレスを感じる事のない、安全・安心な子育てしやすい生活環境が整備されていることは、子どもたちの健全な成長につながっていきます。

高知市子ども未来プラン 2010 において各種の取組を行ってきましたが、平成 25 年度に実施した「高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、地域における子育ての環境や支援に関する 10 項目の満足度を尋ねたところ、「公共施設や道路が子育てに配慮されている」と「気軽に利用できる遊び場が整っている」の項目について「不満」と答える人の割合が、全体の 1 番目と 2 番目に多くなっており、今後も子育て家庭にやさしい生活環境の確保に向けて取り組んでいく必要があります。

公共的施設については、平成 9 年 4 月に、高知県は誰もが住みよいまちづくりを実現するため「ひとにやさしいまちづくり条例」（以下「ひとまち条例」という。）を施行し、建築物、公共交通機関の施設、道路、公園及び路外駐車場の新築などの際に、人の移動に配慮が必要な場所ごとに、安全かつ快適に利用できる基準を満たすよう求めています。本市においては、平成 18 年 12 月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」やひとまち条例に基づき、高齢者や障害者等の移動あるいは施設の利用上の利便性及び安全性に配慮したまちづくりを進めており、誰もが安全かつ快適に利用できる施設を目指して関係者等に対し指導・助言を行ってきました。

今後も、「オムツ替えのスペースや授乳スペースが確保されている」「建物や道路の構造がベビーカーでの移動に配慮されている」など、子どもや子ども連れの家族、妊産婦にとっても利用しやすい施設等が増えていくように取り組む必要があります。

また、子どもたちが気軽に利用できる代表的な遊び場である公園については、バリアフリーに配慮した整備を行ってきていますが、遊具などの多くの公園施設が老朽化しており、安全に公園が利用できる整備が必要となっています。

子どもたちが安全な日常生活を送る上で、交通安全教育等の推進は欠かせません。本市では、昭和 47 年から交通安全教育指導員を配置し、交通安全に関するルール、マナー等の普及と交通安全意識の高揚を図ってきました。交通安全教育は、特に園児・児童に重点をおき、認定こども園等、学校と連携を図りながら、校区交通安全会議、交通安全指導員、警察等関係機関の協力を得て、子どもたちの交通安全意識の向上に向けて取り組んでいます。また、6 歳未満の子どものチャイルドシートの着用推進については、春と秋の全国交通安全運動等を通して「シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」について啓発を行ってきましたが、平成 26 年の高知県のチャイルドシート着用率（警察庁・JAF 調べ）は 66.7% となっており、さらなる着用の推進が必要です。



今後の方向性

- ① ひとにやさしいまちづくりを推進し、子育て家庭や妊産婦にとって安全かつ快適に利用できるように、公共的施設のバリアフリーの普及・啓発に取り組みます。
- ② 子どもたちの身近な遊び場である公園を、安全に利用できるように整備に取り組みます。
- ③ 子どもを交通事故から守るため、市民一人ひとりが交通安全のルールを正しく理解し、マナーが向上するよう、今後も認定こども園等、学校における交通安全教育を推進するとともに、各学校や地域における交通安全指導や啓発、通学路の安全点検等に取り組みます。

[主な関連事業等]

- ・高知県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく適合性審査
- ・高知市交通バリアフリー基本構想
- ・公園遊園整備改良事業
- ・公園施設長寿命化整備事業
- ・交通安全活動の推進

[施策関係課]

建築指導課，障がい福祉課，みどり課，交通政策課

3-6 地域の実状に応じた子育て支援等の研究・推進

現状と課題

少子化対策は、それまで最低だった合計特殊出生率 1.58（昭和 41 年）を下回った平成元年の合計特殊出生率 1.57 を契機として取組が始まり、さまざまな対策が行われてきましたが、少子化問題の解消には至っておらず、近年は少子化等がもたらす人口構造の変化が、今後の社会保障の在り方や経済成長などに深刻な影響を及ぼすとの指摘がされています。

平成 24 年 8 月に公布された子ども・子育て関連 3 法により、平成 27 年度から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が実施され、また、少子化社会対策基本法により設置された少子化社会対策会議（内閣府所管）において、平成 25 年 6 月 7 日に決定された「少子化危機突破のための緊急対策」では、「子育て支援の強化」「働き方改革の強化」「結婚・妊娠・出産支援」の 3 つを対策の柱とし、「結婚、妊娠・出産、子育ての一貫した切れ目のない支援」と「第 1 子・2 子・3 子以降のそれぞれに対応した支援」の総合的な政策の充実・強化を目指しています。

このような動きの中で、高知市子ども未来プラン 2010（計画年度：平成 22 年度から平成 26 年度まで）については、その実施状況を点検・評価するとともに、同プランの施策に新たに合致する事業・取組は、積極的に実施してきましたが、今後も少子化問題に関する国及び高知県の施策展開に対応しながら、本市の実状に応じた施策に取り組んでいく必要があります。

今後の方向性

- ① 高知市子ども・子育て支援事業計画の施策の方向性に沿った新たな事業・取組について研究・検討し、積極的に実施します。
- ② 国及び高知県の少子化問題に関する取組について、本市の実状を踏まえて連携していきます。

[主な関連事業等]

- ・高知市子ども・子育て支援事業計画（計画年度：平成 27～31 年度）

[施策関係課]

子育て給付課



4

専門的な知識及び技術を要する支援の充実

4-1 児童虐待の発生予防【重点施策④】

現状と課題

児童虐待は、虐待を受けた子どもの一生を左右するものであり、その子どもの将来の子育てにまで影響を与えていると言われています。

虐待を引き起こす要因としては、親自身の被虐待歴、望まない妊娠・出産、親としての自覚が十分でないことによる知識や行動等の不備、子育てに対する不安・ストレス、育児力の低さなどの「親の要因」、子ども自身の発達遅れや疾病、障害等の「子どもの要因」、また、経済的困窮、DVなどによる夫婦関係の不安定さ、相談相手や支援者の不在、地域からの孤立などの「家庭の要因」があると考えられています。

これらの要因があるからといって、必ずしも虐待につながるわけではありませんが、虐待の発生を予防するため、これらの要因を抱える養育者を早期に把握し、適切な支援につなげ、できる限り子どもの身体・知的発達や情緒的発達等への影響を防いでいくことが重要です。

平成25年に厚生労働省が発表した心中以外の虐待死事例の報告では、妊娠期・周産期の問題として、妊婦健診未受診（36.2%）、望まない妊娠や計画していない妊娠（31.0%）、若年（10代）妊娠（24.1%）という結果が報告されており、医療機関と連携した対応が必要です。また、死亡した子どもの年齢では0歳が約4割を占めていることから、虐待を引き起こす要因を抱える養育者を妊娠期や乳児期早期に把握することが重要となっています。

本市においては、妊娠期の相談支援や、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、指導・助言等により養育能力を向上させるための支援を行う養育支援訪問事業^{※48}により、虐待の発生を予防する取組を行っています。

これらの取組と併せて、保健・福祉サービスの実施機関や教育機関などの子どもに関係する機関等が連携して、養育支援について検討が必要な家庭の早期把握に努める必要があります。特に、行政機関の関与に拒否的な家庭、保健・福祉サービス等を合理的な理由なく利用しない家庭、必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭などは、虐待発生のリスクが高いと考えられており、これらの家庭における子どもの健康状態等の把握を行うとともに、関係機関において情報を共有しながら支援に結び付けていく必要があります。

また、市民及び子どもに関わる関係者が、児童虐待についての正しい理解と認識を深めることができるよう、講演会や研修会の開催など広報・啓発活動を実施し、地域社会全体で子育て家庭を見守るとともに、妊娠・出産・子育てに関する相談支援体制の強化

が必要です。

今後の方向性

- ① 妊娠・出産・子育ての過程において把握した保健指導の必要な家庭について母子保健活動を継続的に実施するとともに、妊娠・出産・子育ての不安や悩みに関する相談支援などの取組を重層的に実施することにより、子育て家庭全体の育児力を高め、育児の負担感や孤立感の軽減を図り、児童虐待の発生予防につなげていきます。
- ② 児童虐待の早期発見・早期対応策として、虐待予防に関する正しい理解に向けた広報・啓発活動を継続実施するとともに、地域における虐待予防のネットワークづくりを進めます。
- ③ 子育てに関する相談支援体制の整備を進めるとともに、保健・福祉サービス事業や医療機関との連携強化、職員の資質や実践力の向上などを通して、要保護児童等の早期発見・早期対応に努めます。

[主な関連事業等]

- ・ 園庭開放・子育て相談事業
- ・ 一時預かり事業（幼稚園）（再掲）
- ・ 一時預かり事業（その他）（再掲）
- ・ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）（再掲）
- ・ 児童家庭相談（再掲）
- ・ 児童虐待予防推進事業
- ・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業^{※49}
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 親子絵本ふれあい事業（再掲）
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業（再掲）
- ・ 継続看護連絡票（再掲）
- ・ 子育てひろば（再掲）
- ・ 離乳食教室（再掲）
- ・ 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査での啓発（再掲）

[施策関係課]

子ども育成課、保育幼稚園課、母子保健課、子ども家庭支援センター



※48 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、専門的な相談や援助等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

※49 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組などを実施する事業

4-2 要保護児童への早期対応

現状と課題

本市では、児童虐待の相談・通告を受理した後、安否確認や調査等の初期対応から支援・見守りを実施し、関係機関との連携を図りつつ継続的に家庭への支援を行っています。

養育困難家庭や児童虐待の疑いのある家庭への直接的な支援を行うため、平成 18 年度から育児支援家庭訪問事業（現：養育支援訪問事業※平成 21 年度に事業名変更）を開始し、養育困難家庭等へのきめ細かい支援と、虐待等の問題の予防や改善につなげています。

虐待が発生している家庭に対しては、保護者の悩みや育児の困難性を把握した上で、援助方針や関係機関の役割分担などを決定し、継続的な支援を行い、虐待の深刻化や再発の防止に取り組んでいます。

これらの家庭に対して効率的・効果的に対応していくために、平成 25 年度に児童相談システム^{※50}を導入し、適切なケース進行管理を行っています。

また、虐待予防・対応ネットワークとして、平成 19 年度に高知市要保護児童対策地域協議会^{※51}を設置し、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等の早期発見や適切な支援を図っています。同協議会は、構成員の代表者による会議（代表者会議）、実務担当者による会議（実務者会議）、個別の事例について担当者レベルで具体的な支援策等を検討する会議（個別ケース会議）の三層構造で運営されており、要保護児童等に関する情報共有や連携支援の取組を進めています。

さらに、高知県中央児童相談所とは、情報共有を円滑に図るためケース連絡会を毎月開催し、連絡・連携体制を強化することにより養育困難家庭等の支援につなげています。

今後の方向性

- ① 子どもの安全・福祉を守るために、相談支援体制の整備と強化、関係機関との連携体制の強化、職員の資質や実践力の向上を図り、要保護児童等への適切な支援を実施します。
- ② 要保護児童及びその保護者に対して、速やかに適切な支援を実施することにより、子どもの安全の確保を図るとともに虐待の深刻化や再発の防止に努めます。

[主な関連事業等]

- ・養育支援訪問事業（再掲）
- ・児童家庭相談（再掲）
- ・児童虐待予防推進事業（再掲）
- ・要保護児童対策地域協議会

[施策関係課]

子ども家庭支援センター



※50 児童相談システム

要保護児童等に関する情報を記録する児童家庭相談台帳を専用ソフトによりシステム化したもの。ケースの情報管理・進行管理機能や検索・統計機能などを備えている。

※51 要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見並びに適切な保護並びに要保護児童及びその保護者への適切な支援を図るため設置された協議会。市，児童相談所，学校，警察等，児童に関わる団体等をもって組織され，情報交換や支援内容の協議等を行う。

4-3 障害児支援の充実【重点施策⑤】

現状と課題

昭和 23 年に施行された児童福祉法において障害のある子どもに対する支援が位置付けられ、その後、昭和 40 年代半ばには通園の制度化があり、最近では、平成 15 年度施行の支援費制度、平成 18 年度施行の障害者自立支援法や平成 24 年度施行の児童福祉法等の改正により各種制度の整備が行われてきました。このような中、本市の障害児支援については、障害のある子どもと家族への支援体制の充実を掲げて取組を行ってきました。

障害のある子どもの将来を見通した切れ目のない支援を行うために、総合相談窓口として平成 22 年 4 月に「子ども発達支援センター」を設置し、相談支援、関係機関との連携などに取り組んでいます。また、1 歳 6 か月児健康診査・3 歳児健康診査において早期に支援が必要と思われた場合には、関係機関への紹介・各種支援のつなぎを行っています。これらの取組により発達障害児の早期発見・早期療育支援体制が一定整備されましたが、早期発見に向けたさらなる取組や体制強化、親子通園施設ひまわり園の通園ニーズへの対応、医療的ニーズのある子どもへの支援などが必要となっています。

切れ目のない支援を行うために平成 21 年度から活用を開始したサポートファイルの所持率は増加していますが、入手方法が市役所への来庁などに限られており、記入内容については関係機関への周知が十分でない現状もあり、活用率は低く、今後は保護者と関係機関の双方が効果的に活用できる仕組みづくりが必要となっています。また、平成 27 年度から指定障害児相談支援事業所^{※52}による障害児支援利用計画^{※53}の作成が必要となることから、相談支援事業所の確保と機能を強化していく必要があります。

保育・教育における集団生活の中での一人ひとりの発達に応じた支援については、小学校就学前の支援、学校教育における支援、放課後や休日・長期休業時の支援、学校卒業後に向けた支援に取り組んできました。

小学校就学前においては、障害のある子どもや発達面で支援の必要な子どもの保育所、幼稚園、認定こども園等への入所・入園が増加しており、これまで以上に子どもに関わる職員、関係する部署・機関が連携して課題を共有するとともに、保護者の気持ちに寄り添いながら適切な支援につなげていく必要があります。また、この時期に早期療育を担う児童発達支援事業所^{※54}の不足からサービス利用の待機児が増加しており課題となっています。

小学校、中学校等においては、就学時の移行支援の仕組みや校内の支援体制が一定整備されてきていますが、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する相談件数が増加するとともに、その相談内容が複雑化・多様化してきています。通常の学級の児童生徒も含めた特別支援教育に対応していくための支援体制や、より適切な支援の充実が求められています。

放課後や休日・長期休業時の支援としては、放課後等デイサービスや日中一時支援事業などがあり、サービスを行う事業所数は増加してきていますが、家族のニーズに応じ



た利用ができる事業所等の増加が求められています。また、放課後児童クラブでは、障害特性について理解を深める研修や学校との連携を行っていますが、今後も一人ひとりの特性に応じた支援に取り組む必要があります。

卒業後に向けた支援については、各特別支援学校^{※55}で開催される進路相談会において個々の生活状況や校外実習の様子、卒業後の進路希望等を関係機関と把握し、必要な情報提供を行っていますが、平成 27 年度から全ての障害福祉サービス等の利用者にサービス等利用計画の作成が必要となる中で、関係する事業所の増加が予想され、効果的な相談会の開催が必要となってきます。また、特別支援学校卒業時には本人の希望や状態に応じたサービス利用等の検討を行うとともに、平成 27 年度からは就労に関する適性を確認するための就労移行支援事業の利用が必要となる場合もあることから、就労支援サービスの円滑な利用に向けて関係機関との連携が必要です。

今後の方向性

- ① 幼児期の健康診査について受診率向上や従事者の資質向上に取り組むとともに、子どもの障害や発達の遅れに対する保護者の受容過程に配慮し、子ども発達支援センターや認定こども園等、専門医療機関などの関係機関と連携したきめ細かい支援や早期療育教室の充実に取り組むことにより、早期発見・早期療育支援体制の充実を図ります。
- ② 子ども発達支援センターについて、乳幼児期から教育・就労相談に対応できる職種の配置や医療的ニーズのある子どもの支援体制等の充実に取り組みます。
- ③ ひまわり園について、通園する親子への支援に必要な環境整備や支援内容の充実に取り組みます。
- ④ サポートファイルを入手できる機会を拡充するとともに、記入しやすい様式や活用しやすい内容に改訂し、市役所関係各課を始め、子どもに関する機関や事業所等の支援者などの関係機関へ記入についての協力要請を行います。
- ⑤ 指定障害児相談支援事業所の確保に取り組むとともに、相談支援機能の強化に資する研修を実施します。
- ⑥ 小学校就学前の子どもに対する早期支援の観点から、認定こども園等が教育研究所や子ども発達支援センターなどの関係機関と連携して、一人ひとりの発達に応じた支援活動が行えるように取り組みます。また、児童発達支援事業所の確保に取り組むとともに、児童発達支援事業所・保育所等訪問支援事業所^{※56}と子どもの就園先・就学先との連携が図られるように取り組みます。
- ⑦ 学校教育における支援については、各学校からの「特別支援教育支援員^{※57}」の配置希望の増加、「LD^{※58}・ADHD^{※59}通級指導教室」への通級希望や相談ニーズの増加に対応するとともに、研修等を通じて校内支援体制や指導の充実に取り組みます。また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、就学・進学時のスムーズな移行支援に取り組み、個別の教育支援計画や指導計画などに基づく支援の充実を図りま

す。

- ⑧ 放課後や休日・長期休業を過ごす場所として、放課後等デイサービスなどを行う事業所の確保に取り組みます。また、放課後児童クラブについては、障害特性に関する研修等を充実するとともに、学校や関係機関との連携を進め、一人ひとりの特性に応じた支援を行います。
- ⑨ 卒業後に向けた支援については、特別支援学校進路相談会を効果的に開催するとともに、就労に関する障害福祉サービスの利用を円滑に進めるために関係機関との連携強化に取り組みます。

[主な関連事業等]

- ・子ども発達支援センター相談支援事業
- ・早期療育教室
- ・親子通園（高知市ひまわり園）
- ・専門医相談・心理士相談
- ・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査
- ・サポートファイルの活用推進
- ・障害児相談支援事業
- ・保育所、幼稚園等への技術支援
- ・障害児加配保育士雇用費補助金
- ・障害児保育に関する研修会
- ・児童発達支援事業
- ・保育所等訪問支援事業
- ・教育相談，就学相談
- ・就学への移行支援
- ・市立学校教職員研修
- ・特別支援学級等における指導
- ・特別支援教育支援員配置事業
- ・放課後等デイサービス
- ・日中一時支援事業
- ・短期入所事業
- ・放課後児童クラブ
- ・特別支援学校進路相談会
- ・就労課題解決体制構築検討会
- ・就労移行支援事業

[施策関係課]

子ども育成課，母子保健課，保育幼稚園課，教育研究所，学校教育課，障がい福祉課

※52 指定障害児相談支援事業所

児童福祉法に規定する障害児相談支援事業について、指定を受けた事業者が当該事業を行う事業所。

※53 障害児支援利用計画

最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成するもので、サービス利用者を支援するために、サービスの種類及び内容、担当者、生活全般の解決すべき課題などを記載した総合的な計画。



- ※54 児童発達支援事業所
児童福祉法に規定する児童発達支援（施設に通所する障害児に対して行う，日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練等の支援）に係る障害児通所支援事業について，指定を受けた事業者が当該児童発達支援に係る事業を行う事業所。
- ※55 特別支援学校
障害の重複化や多様化を踏まえ，以前の「盲・聾・養護学校」を改めさまざまなニーズに柔軟に対応できるよう制度化された，障害種別にとらわれず設置することができる学校。併せて，地域の特別支援教育のセンター的機能を担うことが求められている。
- ※56 保育所等訪問支援事業所
児童福祉法に規定する保育所等訪問支援（保育所等に通う障害児について，当該施設を訪問し，当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援）に係る障害児通所支援事業について，指定を受けた事業者が当該保育所等訪問支援に係る事業を行う事業所。
- ※57 特別支援教育支援員
小中学校において障害のある児童生徒に対し，食事，排泄，教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり，発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする支援員。この支援員の活用に関しては，国の地方財政措置が行われている。
- ※58 LD
学習障害。Learning Disorders, Learning Disabilities。単一の障害でなく，さまざまな状態が含まれる。医学，心理学，教育学の分野にまたがって研究が進められ，それぞれが若干概念が異なっているが，基本的には全般的な知的発達に遅れはないが，聞く，話す，読む，書く，計算する又は推論する能力のうち，特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指す。
- ※59 ADHD
注意欠陥多動性障害。Attention Deficit Hyperactivity Disorder。アメリカ精神医学会の診断基準第4版（DSM-IV）にある診断名。ADHDは「不注意」「多動性」「衝動性」の3つの症状を特徴とした症候群で，脳に何らかの原因があると考えられている。

4-4 ひとり親家庭やさまざまな家庭への支援

現状と課題

ひとり親家庭は、就業や収入に関する問題を抱える傾向にあります。離婚率の高い本市では、ひとり親家庭の世帯数は依然として多い状況にあり、生活の安定と自立促進のため、就業に関する支援と経済的な支援の充実が必要です。

就業に関する支援については、母子家庭等就業・自立支援センター無料職業紹介所^{※60}で就業相談や就業情報の提供等を行うとともに、就業に係る技能等の取得のために母子家庭等自立支援給付金制度^{※61}による給付金の支給を行っています。

経済的な支援については、児童扶養手当の支給、医療費の助成、母又は父の就労や子どもの修学・修業等にかかる母子父子寡婦福祉資金^{※62}の貸付けを行っています。

また、子育てや生活上のさまざまな悩みや不安の相談に、母子・父子自立支援員^{※63}や子ども家庭相談員^{※64}が対応・助言を行い、関係機関や保健師等との連携を図りながら、自立に向けた支援を行っています。

このほか、養育困難や児童虐待などのさまざまな事情を抱えた家庭について、乳児院や児童養護施設で親と離れて生活をする子どもへの支援、事故・災害等により親を失くした災害遺児に対する支援を行っています。

今後の方向性

- ① ひとり親家庭の自立に向けて、関係機関等と連携しながら、支援内容及び相談機能の充実を図ります。
- ② 母子家庭に加えて父子家庭にも拡充してきたひとり親家庭に関する各種支援制度の周知を積極的に行い、制度を利用しやすい環境整備を図ります。

[主な関連事業等]

- ・ひとり親家庭医療費助成制度
- ・母子家庭等自立支援給付金制度
- ・災害遺児手当
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業
- ・児童扶養手当
- ・母子・父子・寡婦家庭への生活相談
- ・児童家庭相談（再掲）
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付制度

[施策関係課]

子育て給付課、子ども家庭支援センター



-
- ※60 母子家庭等就業・自立支援センター無料職業紹介所
ひとり親家庭の保護者を対象に、相談員による就業相談や就業情報の提供を行う。また、司法書士による養育費や慰謝料、親権等の法律相談等の専門相談（父子家庭も対象）を行っている。
- ※61 母子家庭等自立支援給付金制度
経済的に弱い立場にある母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の安定と就職の促進を図るため、資格取得の際の受講料の一部助成や生活費の給付を行う。
- ※62 母子父子寡婦福祉資金
母子・父子家庭や寡婦の自立の助長と、福祉の向上を図るために、各種資金を貸し付けるもの。資金には、児童の進学のためのもの、母子・父子家庭の母・父や寡婦が技能や資格を得るためのもののほか、生活に関するさまざまな資金がある。
- ※63 母子・父子自立支援員
母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する、主に母子・父子家庭や寡婦が抱えている就業、生業、住宅等生活上の悩みや子どもの養育等の相談業務に従事する者。民生委員・児童委員、児童相談所、女性相談支援センターその他関係機関と常に密接な連携を図り、母子家庭等の福祉の増進を図ることを目的として、平成15年4月に設置された。
- ※64 子ども家庭相談員
家庭における児童の養育及び療育相談、児童虐待及び養育困難ケースにおける相談及び指導並びに通告に関すること、家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談及び指導等の業務に従事する者。市、児童相談所、学校、警察等、児童に関わる団体等との連携を図り、家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図ることを目的として、平成17年4月に設置された。

5

子どもの心身の健やかな成長に資する教育とその環境整備

5-1 生きる力の育成に向けた教育

現状と課題

次代の担い手である子どもたちが個性豊かに生きる力を育むことができるように、学校生活において子どもたちが抱える問題の解消に努め、教育環境等の整備を進めていく必要があります。

子どもの進路保障と学力向上については、平成 19 年度・平成 20 年度に実施された全国学力・学習状況調査^{※65}の結果などから、本市の中学生の学力の定着に大きな課題があることが明らかになりました。そこで、学習習慣の確立と基礎学力の定着を図ることを目的として、平成 21 年度から高知県と本市が連携して「中学校学習習慣確立プログラム^{※66}」に取り組んでいます。また、高知市到達度把握調査^{※67}を全ての市立小・中学校で実施し、学校・学年の成果や課題、個人の学力の定着状況を明らかにし重点課題の把握に努めています。これらを個々に応じた学習指導の工夫や改善・支援に活かすことにより、全ての子どもの進路保障を目指した基礎学力の定着と向上を図っています。

公共心や公德心など一人ひとりが自らのよりよい生き方や在り方を探究する資質や能力・実践力を育むための道徳教育については、道徳の時間を要とし学校の教育活動全体を通して人格形成を図るための指導を行っています。また、「知（学力の定着・向上）・徳（豊かな心をはぐくむ教育）・体（すこやかな体づくり）」のバランスのとれた教育を通して「生きる力」を育むため、生活や学習の基盤となる生活習慣・学習習慣の確立や体験学習等の取組を実施しています。

長期欠席、不登校、学級崩壊等の不適應の問題やいじめの問題などを抱える児童生徒には、一人ひとりに応じた支援が必要です。特に、本市の不登校の発生率は、中学校において全国平均より高い状態にあるため、「不登校を生じさせない学校づくり」の取組を進めるとともに、教育研究所教育支援センター^{※68}の充実、各学校における取組の充実などを図り、また小・中学校9年間を見通した連続性のある取組として「人間関係づくりプログラム^{※69}」の実施により、その予防に努めています。

また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、増加傾向にあり、支援体制の充実と関係機関との連携を図っていく必要があります。

このような子どもを取り巻く教育環境の変化に対応するため、教職員の資質・指導力の向上、授業改革のための意識の向上を目的として、各種研究・調査及び研修会、高知市立学校教職員研修等の取組を行っています。



今後の方向性

- ① 学力・学習面では授業改革に努め、授業研究を充実させ、全国水準を目指します。
- ② 児童・生徒の発達段階に即し、学校教育全体を通して人権尊重の意識を高める教育活動を推進します。また、高知市いじめ防止基本方針^{※70}に基づき、いじめに対する取組を充実させ、児童生徒が安全・安心に学校生活ができるよう支援します。
- ③ 子どもたちが「行きたくなる、来たくなる学校」を目指し、義務教育9年間を見通した教育課程の工夫として、「人間関係づくりプログラム」を実施することにより、長期欠席・不登校の予防に努め全国平均出現率を下回るようにします。
- ④ 各学校や関係機関と連携を図り、特別な教育的支援の必要な子どもに対するきめ細かな支援を進めます。
- ⑤ 生徒指導に係る研修の充実により、学校の組織的な対応力の向上を図るとともに小中連携体制の構築を促します。また、生徒指導上の諸課題を解決するため、学校生徒、保護者、地域と連携を図りながら子どもを育てる環境の醸成に取り組む学校を支援します。

[主な関連事業等]

- ・ 社会人権教育推進事業
- ・ 人権教育指導管理事業
- ・ いじめ問題対策推進事業
- ・ 心のふれあい支援事業
- ・ 不登校対策総合支援事業
- ・ 教育相談事業
- ・ スクールソーシャルワーカー（SSW）^{※71} 配置事業
- ・ 不登校児童生徒支援補助員配置事業
- ・ 生徒指導充実事業
- ・ 学校カウンセラー推進事業

[施策関係課]

学校教育課，人権・こども支援課，教育研究所

※65 全国学力・学習状況調査
文部科学省が、全国的に子どもたちの学力や学習の状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るために平成19年度から実施している調査。

※66 中学校学習習慣確立プログラム
平成21年度から高知県と高知市が協働で実施している中学生の学習習慣確立のための取組。

※67 高知市到達度把握調査
本市の児童・生徒の学力向上を図るため、子ども一人ひとりの学習内容の理解度やつまづきの状況を把握し、個々に応じた指導に役立てることを目的として実施する調査。

- ※68 教育研究所教育支援センター
子どもが安心して自己表現できる居場所として、不登校児童生徒のために設置した適応指導教室のこと。
- ※69 人間関係づくりプログラム
自己理解・他者理解・信頼体験等の活動をするなかでよりよい人間関係を築いていくことを目的に、本市で教育課程に位置付けて実施するもの。
- ※70 高知市いじめ防止基本方針
市・教育委員会・学校・家庭・地域住民その他の関係機関等との連携のもとで、いじめの防止・早期発見及びいじめへの対処のための方策を、市民とともに総合的かつ効果的に推進するために平成 26 年度に策定した指針。
- ※71 スクールソーシャルワーカー（SSW）
児童相談所を始めとした行政機関や社会資源などの外部機関と教育機関との連携環境の構築，あるいは保護者の経済状況や就労状況などの生活面で，特に重大な困難や福祉的援助の必要性が認められる家庭への社会保障・生活保護提供などを含めた自立支援相談を受ける専門家。



5-2 子どもの健全育成

現状と課題

近年、子どもたちへのスマートフォン等の普及により、容易にインターネットに接続できる環境となっており、長時間利用による生活リズムの乱れやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）におけるいじめ、有害サイトを通じた犯罪等が問題となっています。保護者や教職員などの子どもたちに関わる大人が、子どもたちのスマートフォン等の使用実態やメディア特性、被害の実態を理解した上で、家庭の中で使用方法を話し合うなど適切で安全・安心な利用を進めていくことが重要です。児童生徒、教職員、保護者、市民を対象に学習会や研修会を実施していますが、一層の充実を図る必要があります。

青少年健全育成の啓発活動や街頭指導においては、青少年対策推進本部を中心に、青少年育成協議会^{*72}やPTAと連携しながら、非行防止等を図ってきました。

少年補導センター^{*73}では、平成25年度の街頭補導活動で501名を補導し、学校や警察等と連携を図りながら不良行為少年の早期発見・早期指導に努めました。また、少年相談「アシスト119」^{*74}では、平成25年度に59件の相談を受け、さまざまな内容に対しきめ細かな相談活動を行いました。今後も引き続き、家庭裁判所、児童相談所、児童自立支援施設^{*75}等の関連機関や地区補導委員との連携を一層密にし、地域における連携強化に努めます。

少子高齢化、核家族の増加等、社会構造の変化に伴い、社会生活そのものが以前とは大きく変化し、人間関係が希薄化しています。人と人とのふれあいが非常に乏しくなっていることから、相互学習や交流の場をつくる取組として、職場体験活動や地域の人々との世代間交流を通して、勤労の喜びや感謝の心、自立心をはぐくむ事業を展開しています。職場体験活動は中学校のキャリア教育の重要な取組として位置付けられており、より多くの事業所の理解と協力を得て、今後も継続的に実施していくことが望めます。

また、保育所等の利用をしてきた児童が小学校1年生になった際に、放課後や休日における児童の居場所の確保が課題となる状況（小1の壁）の打破と、次代を担う人材を育成する観点から、国が平成26年7月に策定した「放課後子ども総合プラン^{*76}」への対応を含め、放課後等における学びや遊びの場、安全・安心な生活の場など子どもたちの居場所を確保するとともに、多様な体験や活動の機会を拡大する必要があります。

今後の方向性

- ① スマートフォン等の適切な使用方法について研修会の実施などにより啓発を行います。また、青少年健全育成の啓発活動や街頭指導による非行防止を図るとともに、地域に密着した青少年健全育成事業を展開します。
- ② 職場体験活動や世代間交流を通して、子どもたちが地域の人々に学び、また世代間の連帯意識を養うことにより、地域での新しい交流の場を広げるとともに、子どもと

地域とがより密接となるよう関係づくりに努めます。

- ③ 高知チャレンジ塾^{※77}，子ども会活動などの学習支援の取組により，多くの子どもたちの居場所づくりと，学力，進路保障を進めます。
- ④ 「放課後子ども総合プラン」に基づき，放課後子供教室を平成 31 年度までに市立小学校の全校に開設するとともに，放課後児童クラブとの一体的又は連携した運営により全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし，多様な体験・活動を行うことができるよう取り組みます。

[主な関連事業等]

- ・街頭補導活動事業
- ・少年相談「アシスト 119」事業
- ・少年非行防止ポスター展事業
- ・少年非行対策
- ・環境浄化活動事業
- ・インターネット犯罪から子どもを守る事業
- ・青少年健全育成事業
- ・中学生体験活動推進事業
- ・世代間交流ふれあい事業
- ・高知チャレンジ塾
- ・児童館・集会所子ども会活動
- ・放課後児童健全育成事業（再掲）
- ・放課後子供教室事業

[施策関係課]

学校教育課，人権・こども支援課，少年補導センター，生涯学習課，子ども育成課

※72 青少年育成協議会
市内 41 小学校ごとに組織され，子どもたちの健全育成のためにいろいろな活動を行っているボランティア組織。

※73 少年補導センター
街頭補導，少年問題に関する相談活動，環境浄化活動等を行い，学校，地区補導委員，関係機関と連携しながら，青少年の健全育成，非行防止に向け，総合的・効果的な育成補導を行う機関。

※74 少年相談「アシスト 119」
高知市少年補導センター内に設置された夜間専用相談電話。悩みを抱える児童や子育てに悩む保護者からの幅広い分野の相談に応じている。毎週月曜日，火曜日，金曜日（祝祭日・年末年始等は休み）午後 6 時から 9 時まで。電話番号は 088-820-4119。



※75 児童自立支援施設

児童福祉法に基づく児童の福祉施設の一つで、不良行為をした児童や将来不良行為をするおそれのある児童、および環境上の理由で生活指導を要する児童を入所または通所により、社会生活に適応するよう指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設。

※76 放課後子ども総合プラン

「小1の壁」の打破と次代を担う人材育成のため、文部科学省と厚生労働省が協力し、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めるために平成26年度に策定された。

※77 高知チャレンジ塾

生活保護世帯等の高知市内の中学校1年生から3年生までの生徒の学習の場を設け、学習支援・進学支援を継続的に行うことにより、高等学校進学や、生徒が将来への希望をもって進路を選択できるようにすることを目的とする。

5-3 家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

子どもたちが主体性を持って考え、行動する力や、心豊かな人間性を備えた生きる力を地域社会の中で育てていくために、親子の学習機会を充実していくとともに、地域住民や関係機関等の協力の下に体験活動やスポーツ・文化活動の機会を充実し、参加を促していくなどの取組が必要です。

市民図書館では、子ども読書推進事業として、おはなし会の実施、図書館見学、学校との連携事業を展開しています。

これらの事業は、乳幼児期から学童期までの幅広い年齢層に対して、言葉の獲得、読書への誘い、創造力を育む取組となっています。しかし、事業としては少しずつ定着してきたものの、参加者数の伸び悩みが今後の課題であり、事業のPR等、広報活動に工夫が必要です。

図書の配備については、子どもの成長過程に応じた資料提供を望む声が多く、特に調べ学習等の資料提供については、学校現場からの要望が年々増加傾向にあります。学校との連携を強化し、各校のニーズに応じた図書を地域の分館・分室に配備し、子どもの成長過程に応じた図書を提供できる環境の整備が求められています。

ふれあいセンターや文化センター、学校においては、子どもと保護者や地域が交流を図るための学習を通じ、教育効果の高まりを目指すことを目的として、学校の長期休暇等を利用し、親子のふれあいや共同作業の場づくりを推進しています。(平成25年度実績:親子ふれあい講座22講座37回実施・延べ参加者数1,493人、夏休み子ども教室・夏休み親子教室5講座20回実施 延べ参加者数682人)

開かれた学校づくりの取組としては、地域の有識者等が学校の教育活動に参加し、学校と地域が一体となって、あいさつ運動やボランティア活動、公園遊具等の整備などの取組が展開されています。

地域と連携した教育の推進と活動については、教育シニア・ネットワーク^{※78}による地域や校舎内外の安全パトロール活動等により、他の団体や地域と連携した活動へと広がりを見せ、充実した活動が行われています。教育シニア・ネットワークは、会員の高齢化や新規加入者の減少が課題となっており、会員数の少ない地域での活動の充実や、他の関係機関との連携が求められています。

文化・芸術活動の推進については、子どもから大人まで楽しめる「まんが」を貴重な文化資源として位置付け、企画展や市民が親しみをもつ参加型のイベントを開催するなど、子どもたちの豊かな感性と創造性を育む取組を行っています。特に、「横山隆一記念まんが館」は、まんが文化の情報発信拠点として位置付けており、寄贈資料整理を始め、さらなる資料の収集や保存・整理、研究の充実が必要です。また、親子向けに、文化財施設を利用したイベントを年2回程度実施し、文化財に親しむ機会を提供しています。

スポーツ・レクリエーション活動の推進については、各研修会・認定員育成養成講習会の実施、交歓大会や少年野球教室等の実施、大会・強化合宿補助等を行うことにより



スポーツ少年団の育成や運動部活動等の推進を図り、選手の育成やスポーツの振興、競技力の向上を図る取組を行っています。子どもの体力低下を真摯にとらえ、身体・精神両面の基礎体力の強化と、多様なニーズに対応できる指導者の育成を図る必要があります。

今後の方向性

- ① 市民図書館の取組として、学校との連携強化のための事業の検討を行うとともに、「高知市こども読書活動推進計画」を進めます。
- ② 子どもと保護者や地域が交流を進めるための学習を通して、教育効果の高揚を目指し、相互学習の場である講座の実施及び教室の開設を行い、共同作業の場づくりを推進します。
- ③ 家庭や地域社会との連携強化を図るとともに、子どもの安全を守る活動の実施や学校の支援を進めます。
- ④ 芸術・文化活動の推進については、まんが文化の振興や情報発信、子どもから大人まで楽しめる参加型イベントの実施とその充実に努めるとともに、幅広い伝統文化に親しむ機会を提供します。
- ⑤ スポーツ・レクリエーション活動の推進については、子どもたちがのびのびとスポーツやレクリエーション活動に取り組むことにより、体力向上や健康増進にとどまらず、それぞれが得意な分野で活躍できるよう、継続して支援します。

[主な関連事業等]

- ・ ちいさいひとたちのための絵本とお話にてあう会
- ・ 日曜こども童話教室
- ・ 職場体験・図書館見学受入事業
- ・ 親子ふれあいの場づくり
- ・ 学校施設開放推進事業
- ・ 地域学級・講座開設事業
- ・ 開かれた学校づくり
- ・ 教育シニア・ネットワーク推進事業
- ・ まんが館事業
- ・ 文化財保存活用事業
- ・ スポーツ少年団活動
- ・ 運動部活動等推進事業
- ・ 1日保育者体験事業

[施策関係課]

学校教育課，市民図書館，生涯学習課，民権・文化財課，スポーツ振興課，保育幼稚園課

※78 教育シニア・ネットワーク

社会に貢献できる子どもたちの健全育成を願って、地域や学校と連携して、子どもたちに役立つ取組を進めている退職教職員の組織。

○数値目標

1 教育・保育

[市域全域]

年度	区分	①量の見込み							②供給		
		市内 居住	市外居住					合計	特定教育・保育施設		
			南国市	土佐市	香南市	香美市	いの町		日高村	市内 居住	市外 居住
平成 27 年度	1号認定	1,959	16	4	2	2	13	2	1,998	788	39
	2号認定(幼)	1,070	15	2	0	0	5	1	1,093	724	23
	2号認定(保)	4,937	0	0	0	0	0	0	4,937	5,777	0
	3号認定(0歳)	1,090	0	1	0	0	0	0	1,091	897	1
	3号認定(1・2歳)	3,540	6	1	0	1	2	1	3,551	3,291	11
平成 28 年度	1号認定	1,939	16	4	2	2	13	2	1,978	788	39
	2号認定(幼)	1,054	15	2	0	0	5	1	1,077	724	23
	2号認定(保)	4,838	0	0	0	0	0	0	4,838	5,777	0
	3号認定(0歳)	1,079	0	1	0	0	0	0	1,080	935	1
	3号認定(1・2歳)	3,505	6	1	0	1	2	1	3,516	3,318	11
平成 29 年度	1号認定	1,909	16	4	2	2	13	2	1,948	788	39
	2号認定(幼)	1,038	15	2	0	0	5	1	1,061	724	23
	2号認定(保)	4,763	0	0	0	0	0	0	4,763	5,777	0
	3号認定(0歳)	1,072	0	1	0	0	0	0	1,073	974	1
	3号認定(1・2歳)	3,464	6	1	0	1	2	1	3,475	3,345	11
平成 30 年度	1号認定	1,894	16	4	2	2	13	2	1,933	788	39
	2号認定(幼)	1,030	15	2	0	0	5	1	1,053	724	23
	2号認定(保)	4,727	0	0	0	0	0	0	4,727	5,777	0
	3号認定(0歳)	1,056	0	1	0	0	0	0	1,057	974	1
	3号認定(1・2歳)	3,434	6	1	0	1	2	1	3,445	3,345	11
平成 31 年度	1号認定	1,874	16	4	2	2	13	2	1,913	867	39
	2号認定(幼)	1,019	15	2	0	0	5	1	1,042	1,110	23
	2号認定(保)	4,676	0	0	0	0	0	0	4,676	5,777	0
	3号認定(0歳)	1,037	0	1	0	0	0	0	1,038	974	1
	3号認定(1・2歳)	3,395	6	1	0	1	2	1	3,406	3,345	11



(単位:人)

②供給(高知市確保分)					②-①	③供給(他市町村確保分)							
特定地域型 保育事業		確認を 受けな い幼稚 園	認可外 保育施 設	合計	需給状況	南国 市	土佐 市	香南 市	香美 市	土佐 町	中土 佐町	仁淀 川町	合計
市内 居住	市外 居住												
0	0	1,784	0	2,611	613	71	5	0	2	0	0	0	78
0	0	0	0	747	▲ 346	114	0	0	0	0	0	0	114
0	0	0	158	5,935	998	0	0	0	0	1	1	0	2
42	0	0	51	991	▲ 100	0	1	0	0	0	0	1	2
43	0	0	205	3,550	▲ 1	49	6	0	0	0	1	1	57
0	0	1,784	0	2,611	633	71	5	0	2	0	0	0	78
0	0	0	0	747	▲ 330	114	0	0	0	0	0	0	114
0	0	0	158	5,935	1,097	0	0	0	0	1	1	0	2
42	0	0	51	1,029	▲ 51	0	1	0	0	0	0	1	2
43	0	0	205	3,577	61	49	6	0	0	0	1	1	57
0	0	1,784	0	2,611	663	71	5	0	2	0	0	0	78
0	0	0	0	747	▲ 314	114	0	0	0	0	0	0	114
0	0	0	158	5,935	1,172	0	0	0	0	1	1	0	2
42	0	0	56	1,073	0	0	1	0	0	0	0	1	2
43	0	0	205	3,604	129	49	6	0	0	0	1	1	57
0	0	1,784	0	2,611	678	71	5	0	2	0	0	0	78
0	0	0	0	747	▲ 306	114	0	0	0	0	0	0	114
0	0	0	158	5,935	1,208	0	0	0	0	1	1	0	2
42	0	0	56	1,073	16	0	1	0	0	0	0	1	2
43	0	0	205	3,604	159	49	6	0	0	0	1	1	57
0	0	1,784	0	2,690	777	71	5	0	2	0	0	0	78
0	0	0	0	1,133	91	114	0	0	0	0	0	0	114
0	0	0	158	5,935	1,259	0	0	0	0	1	1	0	2
42	0	0	56	1,073	35	0	1	0	0	0	0	1	2
43	0	0	205	3,604	198	49	6	0	0	0	1	1	57

平成 27 年度 [市域全域, 区域別]

(単位:人)

年度	区分	①量の 見込み (市内 居住)	②供給(高知市確保分)					②-① 需給状 況
			特定教 育・保育 施設	特定地 域型保 育事業	確認を 受けな い幼稚 園	認可外 保育施 設	合計	
市域 全域	1号認定	1,959	788	0	1,784	0	2,572	613
	2号認定(幼)	1,070	724	0	0	0	724	▲ 346
	2号認定(保)	4,937	5,777	0	0	158	5,935	998
	3号認定(0歳)	1,090	897	42	0	51	990	▲ 100
	3号認定(1・2歳)	3,540	3,291	43	0	205	3,539	▲ 1
	合計	12,596	11,477	85	1,784	414	13,760	
東部	1号認定	796	260	0	712	0	972	176
	2号認定(幼)	343	410	0	0	0	410	67
	2号認定(保)	1,984	2,124	0	0	79	2,203	219
	3号認定(0歳)	458	337	34	0	22	393	▲ 65
	3号認定(1・2歳)	1,401	1,246	29	0	85	1,360	▲ 41
	合計	4,982	4,377	63	712	186	5,338	
西部	1号認定	824	333	0	967	0	1,300	476
	2号認定(幼)	538	207	0	0	0	207	▲ 331
	2号認定(保)	2,147	2,681	0	0	36	2,717	570
	3号認定(0歳)	466	414	8	0	19	441	▲ 25
	3号認定(1・2歳)	1,529	1,499	14	0	60	1,573	44
	合計	5,504	5,134	22	967	115	6,238	
南部	1号認定	317	105	0	105	0	210	▲ 107
	2号認定(幼)	184	107	0	0	0	107	▲ 77
	2号認定(保)	796	972	0	0	3	975	179
	3号認定(0歳)	155	146	0	0	4	150	▲ 5
	3号認定(1・2歳)	598	546	0	0	21	567	▲ 31
	合計	2,050	1,876	0	105	28	2,009	
北部	1号認定	15	90	0	0	0	90	75
	2号認定(幼)	5	0	0	0	0	0	▲ 5
	2号認定(保)	10	0	0	0	40	40	30
	3号認定(0歳)	11	0	0	0	6	6	▲ 5
	3号認定(1・2歳)	12	0	0	0	39	39	27
	合計	53	90	0	0	85	175	

I 東部区域(南街, 北街, 下知, 江ノ口, 五台山, 高須, 布師田, 一宮, 秦, 大津, 介良)

II 西部区域(上街, 高知街, 小高坂, 旭街, 潮江, 初月, 朝倉, 鴨田)

III 南部区域(三里, 長浜, 御豊瀬, 浦戸, 春野)

IV 北部区域(鏡, 土佐山)

○保育利用率目標値(平成27年度) 55.9%(3号認定供給値/3歳未満の子どもの数)



平成 28 年度 [市域全域, 区域別]

(単位:人)

年度	区分	①量の 見込み (市内 居住)	②供給(高知市確保分)					②-① 需給状 況
			特定教 育・保育 施設	特定地 域型保 育事業	確認を 受けな い幼稚 園	認可外 保育施 設	合計	
市域 全域	1号認定	1,939	788	0	1,784	0	2,572	633
	2号認定(幼)	1,054	724	0	0	0	724	▲ 330
	2号認定(保)	4,838	5,777	0	0	158	5,935	1,097
	3号認定(0歳)	1,079	935	42	0	51	1,028	▲ 51
	3号認定(1・2歳)	3,505	3,318	43	0	205	3,566	61
	合計	12,415	11,542	85	1,784	414	13,825	
東部	1号認定	778	260	0	712	0	972	194
	2号認定(幼)	336	410	0	0	0	410	74
	2号認定(保)	1,940	2,124	0	0	79	2,203	263
	3号認定(0歳)	454	367	34	0	22	423	▲ 31
	3号認定(1・2歳)	1,407	1,262	29	0	85	1,376	▲ 31
	合計	4,915	4,423	63	712	186	5,384	
西部	1号認定	830	333	0	967	0	1,300	470
	2号認定(幼)	543	207	0	0	0	207	▲ 336
	2号認定(保)	2,164	2,681	0	0	36	2,717	553
	3号認定(0歳)	461	422	8	0	19	449	▲ 12
	3号認定(1・2歳)	1,481	1,499	14	0	60	1,573	92
	合計	5,479	5,142	22	967	115	6,246	
南部	1号認定	307	105	0	105	0	210	▲ 97
	2号認定(幼)	178	107	0	0	0	107	▲ 71
	2号認定(保)	770	972	0	0	3	975	205
	3号認定(0歳)	152	146	0	0	4	150	▲ 2
	3号認定(1・2歳)	599	557	0	0	21	578	▲ 21
	合計	2,006	1,887	0	105	28	2,020	
北部	1号認定	16	90	0	0	0	90	74
	2号認定(幼)	5	0	0	0	0	0	▲ 5
	2号認定(保)	11	0	0	0	40	40	29
	3号認定(0歳)	11	0	0	0	6	6	▲ 5
	3号認定(1・2歳)	13	0	0	0	39	39	26
	合計	56	90	0	0	85	175	

I 東部区域(南街, 北街, 下知, 江ノ口, 五台山, 高須, 布師田, 一宮, 秦, 大津, 介良)

II 西部区域(上街, 高知街, 小高坂, 旭街, 潮江, 初月, 朝倉, 鴨田)

III 南部区域(三里, 長浜, 御豊瀬, 浦戸, 春野)

IV 北部区域(鏡, 土佐山)

○保育利用率目標値(平成28年度) 57.3% (3号認定供給値/3歳未満の子どもの数)

平成 29 年度 [市域全域, 区域別]

(単位:人)

年度	区分	①量の 見込み (市内 居住)	②供給(高知市確保分)					②-① 需給 状況
			特定教 育・保育 施設	特定地 域型保 育事業	確認を 受けな い幼稚 園	認可外 保育施 設	合計	
市域 全域	1号認定	1,909	788	0	1,784	0	2,572	663
	2号認定(幼)	1,038	724	0	0	0	724	▲ 314
	2号認定(保)	4,763	5,777	0	0	158	5,935	1,172
	3号認定(0歳)	1,072	974	42	0	56	1,072	0
	3号認定(1・2歳)	3,464	3,345	43	0	205	3,593	129
	合計	12,246	11,608	85	1,784	419	13,896	
東部	1号認定	764	260	0	712	0	972	208
	2号認定(幼)	330	410	0	0	0	410	80
	2号認定(保)	1,905	2,124	0	0	79	2,203	298
	3号認定(0歳)	452	397	34	0	22	453	1
	3号認定(1・2歳)	1,392	1,278	29	0	85	1,392	0
	合計	4,843	4,469	63	712	186	5,430	
西部	1号認定	828	333	0	967	0	1,300	472
	2号認定(幼)	541	207	0	0	0	207	▲ 334
	2号認定(保)	2,159	2,681	0	0	36	2,717	558
	3号認定(0歳)	458	431	8	0	19	458	0
	3号認定(1・2歳)	1,465	1,499	14	0	60	1,573	108
	合計	5,451	5,151	22	967	115	6,255	
南部	1号認定	293	105	0	105	0	210	▲ 83
	2号認定(幼)	170	107	0	0	0	107	▲ 63
	2号認定(保)	737	972	0	0	3	975	238
	3号認定(0歳)	150	146	0	0	4	150	0
	3号認定(1・2歳)	589	568	0	0	21	589	0
	合計	1,939	1,898	0	105	28	2,031	
北部	1号認定	15	90	0	0	0	90	75
	2号認定(幼)	5	0	0	0	0	0	▲ 5
	2号認定(保)	10	0	0	0	40	40	30
	3号認定(0歳)	11	0	0	0	11	11	0
	3号認定(1・2歳)	13	0	0	0	39	39	26
	合計	54	90	0	0	90	180	

I 東部区域(南街, 北街, 下知, 江ノ口, 五台山, 高須, 布師田, 一宮, 秦, 大津, 介良)

II 西部区域(上街, 高知街, 小高坂, 旭街, 潮江, 初月, 朝倉, 鴨田)

III 南部区域(三里, 長浜, 御豊瀬, 浦戸, 春野)

IV 北部区域(鏡, 土佐山)

○保育利用率目標値(平成 29 年度) 58.8% (3号認定供給値/3歳未満の子どもの数)



平成 30 年度 [市域全域, 区域別]

(単位:人)

年度	区分	①量の 見込み (市内 居住)	②供給(高知市確保分)					②-① 需給状 況
			特定教 育・保育 施設	特定地 域型保 育事業	確認を 受けな い幼稚 園	認可外 保育施 設	合計	
市域 全域	1号認定	1,894	788	0	1,784	0	2,572	678
	2号認定(幼)	1,030	724	0	0	0	724	▲ 306
	2号認定(保)	4,727	5,777	0	0	158	5,935	1,208
	3号認定(0歳)	1,056	974	42	0	56	1,072	16
	3号認定(1・2歳)	3,434	3,345	43	0	205	3,593	159
	合計	12,141	11,608	85	1,784	419	13,896	
東部	1号認定	757	260	0	712	0	972	215
	2号認定(幼)	326	410	0	0	0	410	84
	2号認定(保)	1,886	2,124	0	0	79	2,203	317
	3号認定(0歳)	446	397	34	0	22	453	7
	3号認定(1・2歳)	1,382	1,278	29	0	85	1,392	10
	合計	4,797	4,469	63	712	186	5,430	
西部	1号認定	825	333	0	967	0	1,300	475
	2号認定(幼)	540	207	0	0	0	207	▲ 333
	2号認定(保)	2,152	2,681	0	0	36	2,717	565
	3号認定(0歳)	452	431	8	0	19	458	6
	3号認定(1・2歳)	1,452	1,499	14	0	60	1,573	121
	合計	5,421	5,151	22	967	115	6,255	
南部	1号認定	290	105	0	105	0	210	▲ 80
	2号認定(幼)	168	107	0	0	0	107	▲ 61
	2号認定(保)	728	972	0	0	3	975	247
	3号認定(0歳)	146	146	0	0	4	150	4
	3号認定(1・2歳)	580	568	0	0	21	589	9
	合計	1,912	1,898	0	105	28	2,031	
北部	1号認定	13	90	0	0	0	90	77
	2号認定(幼)	4	0	0	0	0	0	▲ 4
	2号認定(保)	9	0	0	0	40	40	31
	3号認定(0歳)	11	0	0	0	11	11	0
	3号認定(1・2歳)	13	0	0	0	39	39	26
	合計	50	90	0	0	90	180	

I 東部区域(南街, 北街, 下知, 江ノ口, 五台山, 高須, 布師田, 一宮, 秦, 大津, 介良)

II 西部区域(上街, 高知街, 小高坂, 旭街, 潮江, 初月, 朝倉, 鴨田)

III 南部区域(三里, 長浜, 御豊瀬, 浦戸, 春野)

IV 北部区域(鏡, 土佐山)

○保育利用率目標値(平成30年度) 59.4%(3号認定供給値/3歳未満の子どもの数)

平成 31 年度 [市域全域, 区域別]

(単位:人)

年度	区分	①量の 見込み (市内 居住)	②供給(高知市確保分)				②-① 需給状 況	
			特定教 育・保育 施設	特定地 域型保 育事業	確認を 受けな い幼稚 園	認可外 保育施 設		合計
市域 全域	1号認定	1,874	867	0	1,784	0	2,651	777
	2号認定(幼)	1,019	1,110	0	0	0	1,110	91
	2号認定(保)	4,676	5,777	0	0	158	5,935	1,259
	3号認定(0歳)	1,037	974	42	0	56	1,072	35
	3号認定(1・2歳)	3,395	3,345	43	0	205	3,593	198
	合計	12,001	12,073	85	1,784	419	14,361	
東部	1号認定	757	260	0	712	0	972	215
	2号認定(幼)	327	410	0	0	0	410	83
	2号認定(保)	1,887	2,124	0	0	79	2,203	316
	3号認定(0歳)	438	397	34	0	22	453	15
	3号認定(1・2歳)	1,370	1,278	29	0	85	1,392	22
	合計	4,779	4,469	63	712	186	5,430	
西部	1号認定	805	333	0	967	0	1,300	495
	2号認定(幼)	527	527	0	0	0	527	0
	2号認定(保)	2,099	2,681	0	0	36	2,717	618
	3号認定(0歳)	445	431	8	0	19	458	13
	3号認定(1・2歳)	1,438	1,499	14	0	60	1,573	135
	合計	5,314	5,471	22	967	115	6,575	
南部	1号認定	289	184	0	105	0	289	0
	2号認定(幼)	168	168	0	0	0	168	0
	2号認定(保)	727	972	0	0	3	975	248
	3号認定(0歳)	142	146	0	0	4	150	8
	3号認定(1・2歳)	568	568	0	0	21	589	21
	合計	1,894	2,038	0	105	28	2,171	
北部	1号認定	15	90	0	0	0	90	75
	2号認定(幼)	5	5	0	0	0	5	0
	2号認定(保)	10	0	0	0	40	40	30
	3号認定(0歳)	10	0	0	0	11	11	1
	3号認定(1・2歳)	13	0	0	0	39	39	26
	合計	53	95	0	0	90	185	

I 東部区域(南街, 北街, 下知, 江ノ口, 五台山, 高須, 布師田, 一宮, 秦, 大津, 介良)

II 西部区域(上街, 高知街, 小高坂, 旭街, 潮江, 初月, 朝倉, 鴨田)

III 南部区域(三里, 長浜, 御豊瀬, 浦戸, 春野)

IV 北部区域(鏡, 土佐山)

○保育利用率目標値(平成31年度) 60.2% (3号認定供給値/3歳未満の子どもの数)



認定こども園の普及に係る考え方と認定こども園への移行を促進するために計画で定める数

幼保連携型認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、学校及び児童福祉施設としての認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえて、その普及に努めることとする。

しかしながら、現時点では、幼保連携型認定こども園の移行に関する定員数が不明であるため、今後、幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園への移行の認可申請があった場合における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26 年内閣府告示第 159 号）第三の四の 2 ウの「都道府県計画（中核市にあっては、市町村計画）で定める数」は、必要に応じて、事業計画の変更等により定めることとする。

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業

(単位:人)

年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市域 全域	①量の見込み	2,109	2,087	2,060	2,041	2,016
	②供給	2,926	2,926	2,926	2,926	2,966
	②-①需給状況	817	839	866	885	950
東部	①量の見込み	875	866	854	846	841
	②供給	801	801	801	801	841
	②-①需給状況	▲ 74	▲ 65	▲ 53	▲ 45	0
西部	①量の見込み	894	887	882	876	860
	②供給	1,368	1,368	1,368	1,368	1,368
	②-①需給状況	474	481	486	492	508
南部	①量の見込み	335	329	319	314	310
	②供給	752	752	752	752	752
	②-①需給状況	417	423	433	438	442
北部	①量の見込み	5	5	5	5	5
	②供給	5	5	5	5	5
	②-①需給状況	0	0	0	0	0

I 東部区域(南街, 北街, 下知, 江ノ口, 五台山, 高須, 布師田, 一宮, 秦, 大津, 介良)

II 西部区域(上街, 高知街, 小高坂, 旭街, 潮江, 初月, 朝倉, 鴨田)

III 南部区域(三里, 長浜, 御豊瀬, 浦戸, 春野)

IV 北部区域(鏡, 土佐山)

(2)-①幼稚園における一時預かり事業（1号認定による利用）

(2)-②幼稚園における一時預かり事業（2号認定による利用）

〔市域全域〕

（単位：人日）

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	281,130	278,260	273,955	271,905	268,966
（1号認定）	472	467	460	456	451
（2号認定）	280,658	277,793	273,495	271,449	268,515
②供給	281,130	278,260	273,955	271,905	268,966
②-①需給状況	0	0	0	0	0

(2)-③一時預かり事業（その他）

〔市域全域〕

（単位：人日）

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	13,248	13,113	12,910	12,813	12,675
②供給	10,911	12,345	12,345	12,345	12,675
②-①需給状況	▲ 2,337	▲ 768	▲ 565	▲ 468	0

(3)-①放課後児童健全育成事業（低学年：1～3年生）

(3)-②放課後児童健全育成事業（高学年：4～6年生）

〔市域全域〕

（単位：人）

年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
低学年	①量の見込み	3,501	3,415	3,373	3,304	3,270
	②供給	3,501	3,415	3,373	3,304	3,270
	②-①需給状況	0	0	0	0	0
高学年	①量の見込み	1,103	1,098	1,086	1,078	1,047
	②供給	75	150	225	636	1,047
	②-①需給状況	▲ 1,028	▲ 948	▲ 861	▲ 442	0
合 計 全学年	①量の見込み	4,604	4,513	4,459	4,382	4,317
	②供給	3,576	3,565	3,598	3,940	4,317
	②-①需給状況	▲ 1,028	▲ 948	▲ 861	▲ 442	0



[校区別]

(単位:人)

年度	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計
1 朝倉小	113	34	147	111	38	149	104	37	141
2 朝倉第二小	176	58	234	181	56	237	180	55	235
3 鴨田小	174	52	226	173	54	227	164	50	214
4 神田小	135	42	177	132	40	172	133	44	177
5 旭小	87	32	119	85	27	112	91	25	116
6 旭東小	81	26	107	77	26	103	72	25	97
7 横内小	98	30	128	89	31	120	91	30	121
8 第四小	67	22	89	58	21	79	56	21	77
9 第六小	40	13	53	39	13	52	43	12	55
10 小高坂小	65	23	88	58	23	81	58	22	80
11 初月小	150	51	201	149	48	197	146	46	192
12 一ツ橋小	56	22	78	58	21	79	57	19	76
13 江ノ口小	47	13	60	47	15	62	51	13	64
14 秦小	169	46	215	156	49	205	157	49	206
15 泉野小	122	34	156	124	38	162	124	37	161
16 一宮小	139	32	171	131	37	168	123	40	163
17 一宮東小	74	26	100	72	23	95	73	25	98
18 はりまや橋小	73	22	95	67	22	89	69	22	91
19 江陽小	108	31	139	119	29	148	116	32	148
20 昭和小	166	43	209	169	47	216	170	52	222
21 高須小	158	48	206	159	47	206	158	49	207
22 大津小	123	40	163	122	38	160	123	41	164
23 介良小	99	35	134	89	34	123	82	31	113
24 介良潮見台小	54	21	75	52	20	72	47	19	66
25 五台山小	23	7	30	19	8	27	20	6	26
26 潮江小	91	28	119	94	29	123	97	27	124
27 潮江東小	87	30	117	90	28	118	87	27	114
28 潮江南小	66	24	90	70	23	93	69	22	91
29 十津小	73	27	100	64	27	91	63	23	86
30 三里小	56	15	71	58	17	75	52	18	70
31 横浜小	92	30	122	84	29	113	80	31	111
32 横浜新町小	109	33	142	107	33	140	110	33	143
33 長浜小	110	38	148	103	35	138	107	32	139
34 浦戸小	5	1	6	5	1	6	8	1	9
35 布師田小	19	5	24	18	6	24	20	6	26
36 久重小	9	4	13	10	3	13	9	3	12
37 行川小	3	1	4	2	1	3	4	-	4
38 鏡小	15	2	17	12	3	15	9	5	14
39 土佐山小	8	3	11	6	3	9	7	2	9
40 春野東小	123	41	164	116	41	157	103	40	143
41 春野西小	38	18	56	40	14	54	40	14	54
合計	3,501	1,103	4,604	3,415	1,098	4,513	3,373	1,086	4,459
②供給	3,501	75	3,576	3,415	150	3,565	3,373	225	3,598
②-①需給状況	0	▲1,028	▲1,028	0	▲948	▲948	0	▲861	▲861

①量の見込み

年度	平成 30 年度			平成 31 年度		
	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計
1 朝倉小	105	34	139	104	35	139
2 朝倉第二小	178	54	232	169	57	226
3 鴨田小	153	55	208	153	53	206
4 神田小	145	41	186	157	40	197
5 旭小	90	28	118	86	26	112
6 旭東小	75	25	100	77	23	100
7 横内小	85	30	115	84	27	111
8 第四小	54	21	75	56	17	73
9 第六小	37	13	50	34	12	46
10 小高坂小	57	19	76	57	18	75
11 初月小	145	47	192	150	46	196
12 一ツ橋小	55	17	72	57	18	75
13 江ノ口小	51	15	66	49	15	64
14 秦小	150	53	203	155	46	201
15 泉野小	123	37	160	129	39	168
16 一宮小	124	43	167	129	39	168
17 一宮東小	70	22	92	71	22	93
18 はりまや橋小	74	23	97	87	20	107
19 江陽小	118	34	152	126	37	163
20 昭和小	174	50	224	168	53	221
21 高須小	166	48	214	155	49	204
22 大津小	128	37	165	131	38	169
23 介良小	79	31	110	73	27	100
24 介良潮見台小	43	16	59	39	16	55
25 五台山小	17	7	24	15	6	21
26 潮江小	88	28	116	85	29	114
27 潮江東小	80	27	107	74	28	102
28 潮江南小	72	20	92	75	22	97
29 十津小	56	22	78	54	19	73
30 三里小	50	17	67	46	18	64
31 横浜小	78	27	105	76	25	101
32 横浜新町小	107	34	141	101	33	134
33 長浜小	102	35	137	99	30	129
34 浦戸小	7	2	9	6	2	8
35 布師田小	17	6	23	16	5	21
36 久重小	6	3	9	4	3	7
37 行川小	5	1	6	5	1	6
38 鏡小	9	4	13	8	3	11
39 土佐山小	6	3	9	6	2	8
40 春野東小	87	37	124	74	35	109
41 春野西小	38	12	50	30	13	43
合計	3,304	1,078	4,382	3,270	1,047	4,317
②供給	3,304	636	3,940	3,270	1,047	4,317
②-①需給状況	0	▲442	▲442	0	0	0



(4) 地域子育て支援拠点事業

[市域全域]

(単位:人日, 0~5歳推計)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	47,575	47,041	46,559	46,061	45,450
②供給	46,152	46,152	48,552	48,552	50,952
②-①需給状況	▲ 1,423	▲ 889	1,993	2,491	5,502
③施設数	10	10	11	11	12

(5) 病児・病後児保育事業

[市域全域]

(単位:人日)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,732	2,703	2,668	2,644	2,612
②供給	2,030	2,030	2,030	2,030	2,630
②-①需給状況	▲ 702	▲ 673	▲ 638	▲ 614	18

(6) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)

[市域全域]

(単位:人日)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3,172	3,155	3,127	3,105	3,072
②供給	3,172	3,172	3,172	3,172	3,172
②-①需給状況	0	17	45	67	100

(7) 子育て短期支援事業

[市域全域]

(単位:人日, 0~18歳推計)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	951	941	929	920	910
②供給	960	960	960	960	960
②-①需給状況	9	19	31	40	50

(8)-①養育支援訪問事業

[市域全域]

(単位:件)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	622	619	614	609	603
②現在の状況	622	—	—	—	—
②-①の状況	0				
提供体制の確保の内容	・実施体制 : 家庭訪問支援員 3人 (児童の養育環境や家庭調整等に関する相談・援助等について相当の知識及び経験を有する者であって、各種福祉施策についても知識を有している保育士・ヘルパー・栄養士等) ・実施機関 : 乳児院 高知聖園ベビーホーム 児童家庭支援センター 高知みその ・委託団体等 : 社会福祉法人 みその児童福祉会				

(8)-②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

[市域全域]

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
提供体制の確保の内容	実施				

(9) 妊婦健康診査

[市域全域]

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み(人)	2,987	2,987	2,987	2,987	2,987
(健診回数)	41,818	41,818	41,818	41,818	41,818
②現在の状況(健診回数)	32,993	—	—	—	—
②-①の状況	▲ 8,825				
提供体制の確保の内容	・実施場所及び実施体制: 県内の医療機関又は助産所に高知県が広域で委託契約して実施(実施主体は高知市) ※契約先: 高知県医師会/国立病院機構高知病院/高知大学医学部附属病院/あき総合病院/幡多けんみん病院/高知医療センター/助産所等(3か所) ・検査項目: 国で定められた検査項目+子宮頸管長測定+細菌培養検査 ・実施時期: 原則として妊娠期間中の国基準に定める時期(受診回数 14 回)				



(10) 乳児家庭全戸訪問事業

[市域全域]

(単位:人)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,813	2,813	2,813	2,813	2,813
②現在の状況	2,671	—	—	—	—
②-①の状況	▲ 142				
提供体制の確保の内容	・実施体制:子育て支援訪問員 21 人 地区担当保健師 12 人 ・実施機関:高知市役所 こども未来部 母子保健課				

(11) 利用者支援事業

[市域全域]

(単位:施設数)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②供給	1	1	1	1	1
②-①需給状況	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

[市域全域]

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
提供体制の確保の内容	実 施				

(13) 多様な主体の参入促進事業

[市域全域]

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
提供体制の確保の内容	実 施				

3 児童福祉法第 56 条の 4 の 2 第 1 項に規定する市町村整備計画

(1) 保育所整備計画（へき地保育所含む）

平成 26 年度末までの状況

年度	区分	対象施設数	耐震施設数				耐震化率	
			市域全域	東部	西部	南部		北部
平成 26 年度末	公立	27	22	5	7	8	2	81.5%
	私立	59	34	13	18	3	0	57.6%
	合計	86	56	18	25	11	2	65.1%

※平成 27 年 3 月末廃園予定の公立保育所 1 施設を除く

平成 27 年度以降の整備計画

年度	区分	実施・計画数				内 訳	耐震施設数計	耐震化率	対象施設数	備 考	
		市域全域	東部	西部	南部						北部
平成 27 年度	公立	0	0	0	0	0	22	81.5%	27		
	私立	15	6	9	0	0	耐震化工事 12 施設 新規認可見込 3 施設	49	79.0%	62	3 施設 認可見込(対象施設+3)
	合計	15	6	9	0	0		71	79.8%	89	
平成 28 年度	公立	2	1	1	0	0	耐震化工事 2 施設	24	88.9%	27	
	私立	5	1	1	3	0	耐震化工事 5 施設	52	86.7%	60	幼保連携型認定こども園へ 2 施設 移行見込(対象施設▲2)
	合計	7	2	2	3	0		76	87.4%	87	
平成 29 年度	公立	1	1	0	0	0	耐震化工事 1 施設	25	92.6%	27	
	私立	4	1	1	2	0	耐震化工事 4 施設	56	93.3%	60	
	合計	5	2	1	2	0		81	93.1%	87	
平成 30 年度	公立	2	2	0	0	0	耐震化工事 2 施設	27	100.0%	27	
	私立	4	1	1	2	0	耐震化工事 4 施設	60	100.0%	60	
	合計	6	3	1	2	0		87	100.0%	87	
平成 31 年度	公立	0	0	0	0	0		27	100.0%	27	
	私立	0	0	0	0	0		60	100.0%	60	
	合計	0	0	0	0	0		87	100.0%	87	

※耐震化工事：改築もしくは耐震補強工事による耐震性の確保



(2) 幼保連携型認定こども園整備計画

平成 26 年度末までの状況

年度	区 分	対象施設数	耐震施設数				耐震化率	
			市域全域	東部	西部	南部		北部
平成 26 年度末	公 立	0	0	0	0	0	0	—
	私 立	0	0	0	0	0	0	—
	合 計	0	0	0	0	0	0	—

平成 27 年度以降の整備計画

年度	区 分	実施・計画数				内 訳	耐震施設数計	耐震化率	対象施設数	備 考
		市域全域	東部	西部	南部					
平成 27 年度	公 立	0	0	0	0	0	0	—	0	
	私 立	2	2	0	0	0	2	100.0%	2	2 施設 認可見込(対象施設+2)
	合 計	2	2	0	0	0	2	100.0%	2	
平成 28 年度	公 立	0	0	0	0	0	0	—	0	
	私 立	4	1	3	0	0	6	100.0%	6	4 施設 認可見込(対象施設+4)
	合 計	4	1	3	0	0	6	100.0%	6	
平成 29 年度	公 立	0	0	0	0	0	0	—	0	
	私 立	0	0	0	0	0	6	100.0%	6	
	合 計	0	0	0	0	0	6	100.0%	6	
平成 30 年度	公 立	0	0	0	0	0	0	—	0	
	私 立	0	0	0	0	0	6	100.0%	6	
	合 計	0	0	0	0	0	6	100.0%	6	
平成 31 年度	公 立	0	0	0	0	0	0	—	0	
	私 立	0	0	0	0	0	6	100.0%	6	
	合 計	0	0	0	0	0	6	100.0%	6	

4 放課後子ども総合プラン

(1) 放課後児童クラブ

[市域全域]

(単位:人,校)

年度	平成 27 年度	平成 31 年度
①量の見込み	4,604	4,317
②クラブ数	75	116
③実施小学校数	35	35

(2) 放課後子供教室

[市域全域]

(単位:人,校)

年度	平成 27 年度	平成 31 年度
①量の見込み	745	914
②教室数	1～3年生	7
	4～6年生	26
③実施小学校数	33	41

○一体的に実施する平成 31 年度に達成されるべき目標事業量 (箇所数)

[市域全域]

(単位:人,校)

年度	平成 27 年度	平成 31 年度
①児童クラブ実施校数	35	35
②子供教室実施校数	33	41
③一体的に実施する箇所数(学校数)	0	35

IV 資料編





1 高知市子ども・子育て支援会議答申

平成27年3月19日

高知市長 岡崎 誠也 様

高知市子ども・子育て支援会議
会長 有田 尚美

高知市子ども・子育て支援事業計画の答申について

平成26年度諮問第18号により諮問のあった高知市子ども・子育て支援事業計画について、下記の意見を付して答申いたします。

記

高知市子ども・子育て支援事業計画案 別紙のとおり

意見

- 一 高知市子ども・子育て支援事業計画に掲げる基本理念、基本方針の実現に向け、計画の着実な推進に取り組むこと。
- 一 高知市における子ども・子育て支援について、子どもの最善の利益を常に意識し、全ての子育て家庭に対して重層的で切れ目のない支援が行われるように取り組むこと。また、子どもの育ちを支援する職員等の研修の充実を図るなど、質の高い教育・保育や地域の子育て支援が総合的に提供できるように努めること。
- 一 少子化問題は社会全体で取り組むべき課題であり、高知市においても国、高知県、関係機関と十分に連携し、子ども・子育て支援を始めとする少子化対策の充実を努めること。

2 高知市子ども・子育て支援会議委員名簿

氏名		所属・役職等	備考
会長	有田 尚美	高知学園短期大学幼児保育学科 准教授	
副会長	神家 一成	国立大学法人高知大学教育学部 教授	
委員	家次 まり	高知県保育士会 会長	
委員	井上 康子	日本労働組合総連合会高知県連合会 女性委員会委員長	
委員	伊野部 武男	高知市民営保育所協議会 会長	
委員	大谷 明彦	高知市立小中特別支援学校長会 副会長	平成26年 4月1日から
委員	岡林 敏行	社会福祉法人昭和会 理事長	
委員	小野 知	高知市小中学校PTA連合会 副会長	
委員	吉川 清志	高知市医師会 理事	
委員	齊藤 雄也	高知市保育所保護者会連合会 顧問	
委員	筒井 敬士	高知県経営者協会 事務局長	
委員	徳弘 朋子	高知市民生委員児童委員協議会連合会 監事	
委員	中西 稔	NPO法人カンガルーの会 副理事長	
委員	新谷 五月	高知県私立幼稚園PTA連合会 副会長	
委員	前田 開	高知市立小中特別支援学校長会 副会長	平成26年 3月31日まで
委員	宮地 彌典	高知県私立幼稚園連合会 会長	

※委員については、五十音順です。



3 計画策定の経過

平成 25 年度

開催日等	内 容
平成 25 年 8月 26 日	平成 25 年度第 1 回高知市子ども・子育て支援会議 ○子ども・子育て支援新制度について ○子ども・子育て支援法に基づく基本指針について ○子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査について
9月 26 日	平成 25 年度第 2 回高知市子ども・子育て支援会議 ○教育・保育提供区域について ○高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査票について
11月 16 日 ～ 11月 30 日	「高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」実施 調査対象：高知市に居住している小学校就学前の児童（保護者）から無 作為抽出 配布数：5,100 回収数：2,881 回収率：56.5% 調査方法：郵送配布，郵送回収
平成 26 年 2月 18 日	平成 25 年度第 3 回高知市子ども・子育て支援会議 ○高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の中間報告につい て ○高知市子ども・子育て支援事業計画について ○教育・保育提供区域について
3月 27 日	平成 25 年度第 4 回高知市子ども・子育て支援会議 ○高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果に基づく量の見込 みについて ○高知市における幼保連携型認定こども園，家庭的保育事業等，放課後 児童健全育成事業の基準について

平成 26 年度

開催日等	内 容
平成 26 年 5月1日	<p>平成 26 年度第 1 回高知市子ども・子育て支援会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高知市における量の見込みの推計について ○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準について、児童福祉施設最低基準の改正について <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「高知市幼保連携型認定こども園最低基準条例(仮称)」案及び「高知市家庭的保育事業等最低基準条例(仮称)」案のパブリック・コメント結果について ○「高知市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例(仮称)」案のパブリック・コメント結果について
7月1日	<p>平成 26 年度第 2 回高知市子ども・子育て支援会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高知市子ども・子育て支援事業計画の骨子について ○地域子ども・子育て支援事業の確保方策について <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公定価格及び施設への意向調査について ○各種基準の条例について
9月4日	<p>平成 26 年度第 3 回高知市子ども・子育て支援会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業計画の基本理念及び基本方針について ○教育・保育の確保方策について ○地域子ども・子育て支援事業の確保方策について <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「高知市子ども・子育て支援法施行条例(仮称)」案のパブリック・コメント結果について
10月15日	<p>平成 26 年度第 4 回高知市子ども・子育て支援会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高知市子ども未来プラン 2010 の実施状況について ○高知市子ども・子育て支援事業計画の各論について <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支給認定, 確認等の事務手続について
11月26日	<p>平成 26 年度第 5 回高知市子ども・子育て支援会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高知市子ども・子育て支援事業計画の各論について ○放課後子ども総合プランについて ○高知市子ども・子育て支援事業計画の重点施策について



開催日等	内 容
平成 27 年 1 月 21 日	平成 26 年度第 6 回高知市子ども・子育て支援会議 ○高知市子ども・子育て支援事業計画の原案について (報告事項) ○高知市子ども・子育て支援事業計画のパブリック・コメントの実施について
2 月 2 日 ～ 2 月 23 日	パブリック・コメント実施
3 月 5 日	平成 26 年度第 7 回高知市子ども・子育て支援会議 ○特定教育・保育施設等の利用定員の設定について ○高知市子ども・子育て支援事業計画案について

4 高知市子ども・子育て支援会議条例

高知市子ども・子育て支援会議条例（平成 25 年条例第 54 号）

平成 25 年 4 月 1 日公布・施行

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、高知市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 支援会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第 3 条 支援会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (3) 関係団体の役職員
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 5 条 支援会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第 6 条 支援会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 支援会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。
- 3 支援会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 支援会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第 7 条 支援会議の庶務は、こども未来部において処理する。



(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか，支援会議の運営に関し必要な事項は，会長が支援会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず，この条例の施行の日以後最初に開催される支援会議の会議は，市長が招集する。

附 則（平成26年4月1日改正）

この条例は，公布の日から施行する。

高 知 市

子ども・子育て 支援事業計画

編集・発行 高知市子育て給付課

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号

TEL:088-823-9447 FAX:088-823-9368

